

た方がよくなからうか、この二箇年は短か過ぎるというふうに考えております。その次の、第五條にあります法人のいろいろの資格の内容がござりますが、これが、これに技術を持たせるために技術者を重役とし、あるいは使用人に対しても技術の資格を持つた者というふうな技術者の資格が書いてあります。私はこの点は非常に重要な問題であります。日本の現在の請負業は、技術を主とするというよりも、人の労力を主としたものが相当に多いようであります。もし現在の職業安定法が厳格に取扱われますと、現在の請負業といふのは、なかなか仕事がむづかしくなると考えております。そこで今後の建築業の内容は、さらに技術を十分持ちまして、工事の機械等も整備しまして、また技術を実施し得る組織をつくりするというふうな、つまり工事請負業が注文する人の企画、あるいは資金材の調達の上に立ちまして、工事に対する責任をもつて設計も施行をできるような方向に、ぜひ行くべきである、こういうふうに考えておるわけであります。たとえば、アメリカにおきます有名なストーン・ウェーブスターあたりの会社のやり方等が、一つの参考になると考えております。どうかこの請負業者の資格に対しまして、さらに今申し上げたような点が織り込まれるべきであるという考え方を持っております。

は主管官廳でおやりになつた方がいいのじやなかろうかというような気がいたします。それから二項にあります「当該建設工事の施工の差止を命ずることができる。」というふうなことも、この法律でここでやつた方がいいかどうか、あるいは差止を命じ得る工事の内容について、ある制限が必要じやなかろうか。こういうふうな契約両当事者の間の問題に対しまして、法律でこれに介入して、あるいは取締りで差止めするか何かいうことに対しましては、よつほど注意しませんと、かえつて紛議のもとになりますしないかといふ心配がありますので、この点も御検討を願いたいと思います。

それから第二十條にありますように、一定の期間を設けて契約するといふうこと、工事の内容あるいはときの経済界の情勢等で非常に変化があると思ひますから、もしこの條項が必要といたしましても、相当幅を持つたことにすべきじやなかろうかと考へております。

それから第二十八條の監督の問題がござりますが、これはどうもこの法律と、それから現在の主管官廳、あるいは地方廳等との監督が、重複にはせぬかという心配がござりますので、これも重複にならぬよう検討されるべきだと思います。冒頭に申し上げましたよな趣意に立ちまして、この法案を拝見いたしましたと、以上申し上げましたような條項をさらに御検討下さいまして、私は総括的にはこの法案に賛成いたします。ただ法律ができまして、あまりこまかい規定をつくられると、かえつて法律を守らないことがありますと、になります。ことに請負の

仕事は非常に生きた仕事であります。御承知のように、現在のような経済の変化の非常にはげしいときには、運用の面におきまして、相当幅のあるものでないとかえつて障害になるおそれがありますから、今申し上げたような條項を御検討くださいまして、完全なものにしていただきたいと思います。私の意見はこれだけで終ります。

○浅利委員長 御質疑ありますか。

○田中(角)委員 一つだけ御意見を承りたいと思います。十七條に工事差止ということがあります、こういう問題を考えますときに、やはり育成という面での法律が非常に大きな役目を果しておると同時に、どの法律でもそういうことがあります、やはり制裁罰則というような面が非常に大きく出るようになります。その意味で第十七條の工事の差止といようなものが出ておるのですが、私もこの問題に対しては非常に疑惑があるのでありますし、こういう問題は工事差止というものだけではない、いろいろな工事に対するものであります。いろいろな工事に対する紛争処理、苦情処理というようなものは、別にあとに建設業審議会といふものがありますが、こういうようなものでこの経済界の変動に伴う紛争を処理してはどうかという考えを私は持つておるのであります。これに対しても藤さんのお考えはどうですか。

○進藤参考人 運用に幅を持つという私の意見は、結局今お話をのように、建設業審議会といふものが中央にも地方にもありますから、そこでよく実態を考えまして、ここで判定するのが一番時宜に即すると考えております。

○田中(角)委員 あとから山下先生にも伺おうと思つておつたのであります

が、いわゆる紛争処理ということが非常にむづかしい問題であつて、今までは建設業者というものが単独法で保護されておらなかつたということと、同時に建設業者と施主との間の紛争といふものの処理問題は、非常にむづかしく扱われておつたのでありますて、私たちもかつては、現在あります土木建築学会、こういうものの答申は非常に強いものになつたらどうかといふような考え方を持つておつたわけです。そういう意味では、この建設事業者を罰則を設けると同時に根本的の育成といふものが眼目であるだけに、紛争処理をするという問題に対しては、土建業者に対しても少し育成の観念を実際において行わせるような処置をとりたい、しかも建設業法案という大きな轉機が一つつくられるのですから、この法案と同時に、できるならば中に織り込んでこの紛争処理機関というものを強力に出したいと思うのですがあります。それに対しての御意見を伺いたい、こういうことであります。

は法律問題まで、裁判問題まで、ということになると思います。その点はどういうふうにしてもなかなかむずかしいので、結局契約を権利義務であるといふうにはつきりしまして、契約にしつかりした條項をうたつておきますと、かえつてそれが紛糾を避けることになる、こう考えております。

○淺利委員長 ちよつと申し上げておきますが、御発言の時間の短いときは、その時間に質問を許すことについたしますが、なるべくその際には発言者の言わされたことについて、簡単に御発言を願いたいと思います。一般的のことは全部の質問が終つてからにいたしたいと思います。なお時間の関係上、急いでお帰りになる方は、あらかじめそのことをお詫びくださいますれば、お帰りの前に質問するという便宜の処置をとりたいと思いますから、さよう御承知を願います。

それでは次に川島武宜君にお願いいたします。

○川島参考人 私ただいま東大の法学部においてます川島と申します。建設業法に関しまして、まず私の結論を申し上げますと、私は、この法案が今こういう形でできましたことを非常に喜んでおるものであります。これがぜひ通過されるようにと思つておる次第でござります。簡単に私の考えておるところを申し上げます。

まず第一に、この法律は建設業者に対する全面的な監督を規定しております。この監督法規をこういう形でつくることはどうかという点について、一応考え方をせられるのであります。私は、これはこの程度の監督は必要であるといふふうに感ずるのであります。その一つ

の理由は、建設業が非常に莫大な金額を使う。そして非常に大きく国民的な富の状態を左右するようなものである。という点が、第一に考えられますけれども、しかしそれだけではない。むしろもつと大きな点があると思うのであります。私それにもう二点をつけ加えたと同時に、悪いやつは日本國中どんなどと思います。一体不正なことをやる人は、どんな事業にだつてあるわけで悪いことをすれば一般刑法の統制ないし罰則でもよろしいのですが、建設業の場合には特別にこれだけの監督を受けるというだけの必要がなければならないと思ふのであります。その一番の大きな理由は何かと申しますと、建築ないし土木の場合に、普通は多かれ少なかれ前拂いをある程度受け、このことから私は来るのだと考へる。法律的に考えますと、ちょうど株式会社の取締役が株主から多額の金を預かつて持つておる。そういうことから来る非常重い責任を持つとか、あるいは銀行とか信託とか、無盡業法といったような考え方でありますと、土建業といふものは非常に多いのだといふよな、およそ他人の財産を預かるような地位にある人が、それに應するところの重い責任を負うというのが現在の法律の一つの考え方でありますと、土建業の場合にも、相當莫大な金額を預かり、特に信用を重んじなければならぬ。これはどんな業種にもそういう悪い業態であるということが言えるのではないか。現に私もしばり伺うのであります。日本のいろいろな事業の中でも、特に土建業といふものは、非常に信用を重んずる業態である。また信用の保持ということには非常に熱心で、損をして自分の信用を維持する

というような精神を持つておられる業者が多々あることを私は伺つておるのをあります。それはまさにそういう事業の特殊の性質と関連しておるものと思ひます。一体不正なことをやる人間の人もまたそれだけの期待を土建業にかけるし、それが裏切られた場合には、非常に憤慨する。皆さん御承知かは、もれませんが、有名な小説でしたか、劇でしたか、ちょっと私記憶しておりますが、吉田経一郎という人が書きましたものがあるのです。これは家を建てるのにだんく金をつき込んで行つて、八分通りできたときに、あとはすっぽかして難題を吹つかける。そして言うことを聞かなければちつとも工事を進行させないというので泣寝入りになるという非常な悲劇を書いております。これはあらゆる土建業者そうであるということはないので、むしろ優秀な業者は非常に信用を重んじておられる特殊な事業だと思うのですけれども、そういう非常な悪質な業者が一部におるために、信用を重んじておるりつばな業者までが名声を傷つけられる。そして土建業といふものは非常にいけない業者が多いのだといふよな、漠然たる悪評が世の中にある。これはどんな業種にもそういう悪い業態があるのですけれども、特にそういうふうな特殊の業態、つまり銀行、信託等と同じような法律関係ないし人的関係をつくるにもかかわらず、それがあふわしい監督がない、たとえば銀行、信託などみなあります。それがないということのために、いわば野放しなつておつて、そのため非常に悪いことには非常に熱心であり正しい意味での双務的な平等者間の

あります。従つて私はこういう法律ができましたならば、初めてこれが銀行、信託等と同じようなりつばな業種と確立され、信用が高められると考へる次第であります。そこで十八條の規定は、私は非常にけつこうなうとふうに考へられるのであります。従いまして世間の人もまたそれだけの期待を土建業にかけるし、それが裏切られた場合には、非常に憤慨する。皆さん御承知かは、もれませんが、有名な小説でしたか、劇でしたか、ちょっと私記憶してあります。吉田経一郎という人が書きましたものがあるのです。これは家を建てるのにだんく金をつき込んで行つて、八分通りできたときに、あとはすっぽかして難題を吹つかける。そして言うことを聞かなければちつとも工事を進行させないというので泣寝入りになるという非常な悲劇を書いております。これはあらゆる土建業者そうであるということはないので、むしろ優秀な業者は非常に信用を重んじておられる特殊な事業だと思うのですけれども、そういう非常な悪質な業者が一部におるために、信用を重んじておるりつばな業者までが名声を傷つけられる。そして土建業といふものは非常にいけない業者が多いのだといふよな、漠然たる悪評が世の中にある。これはどんな業種にもそういう悪い業態があるのですけれども、特にそういうふうな特殊の業態、つまり銀行、信託等と同じような法律関係ないし人的関係をつくるにもかかわらず、それがあふわしい監督がない、たとえば銀行、信託などみなあります。それがないということのために、いわば野放しなつておつて、そのため非常に悪いことには非常に熱心であり正しい意味での双務的な平等者間の

契約にすることが、建設業の正しい発達のために非常に必要だと私は考へる次第であります。そこで十八條の規定は、私は非常にけつこうなうとふうに考へられるのであります。従いまして世間の人もまたそれだけの期待を土建業にかけるし、それが裏切られた場合には、非常に憤慨する。皆さん御承知かは、もれませんが、有名な小説でしたか、劇でしたか、ちょっと私記憶してあります。吉田経一郎という人が書きましたものがあるのです。これは家を建てるのにだんく金をつき込んで行つて、八分通りできたときに、あとはすっぽかして難題を吹つかける。そして言うことを聞かなければちつとも工事を進行させないというので泣寝入りになるという非常な悲劇を書いております。これはあらゆる土建業者そうであるということはないので、むしろ優秀な業者は非常に信用を重んじておられる特殊な事業だと思うのですけれども、そういう非常な悪質な業者が一部におために、信用を重んじておるりつばな業者までが名声を傷つけられる。そして土建業といふものは非常にいけない業者が多いのだといふよな、漠然たる悪評が世の中にある。これはどんな業種にもそういう悪い業態があるのですけれども、特にそういうふうな特殊の業態、つまり銀行、信託等と同じような法律関係ないし人的関係をつくるにもかかわらず、それがあふわしい監督がない、たとえば銀行、信託などみなあります。それがないということのために、いわば野放しなつておつて、そのため非常に悪いことには非常に熱心であり正しい意味での双務的な平等者間の

あります。従つて私はこういう法律ができましたならば、初めてこれが銀行、信託等と同じようなりつばな業種と確立され、信用が高められると考へる次第であります。そこで十八條の規定は、私は非常にけつこうなうとふうに考へられるのであります。従いまして世間の人もまたそれだけの期待を土建業にかけるし、それが裏切られた場合には、非常に憤慨する。皆さん御承知かは、もれませんが、有名な小説でしたか、劇でしたか、ちょっと私記憶してあります。吉田経一郎という人が書きましたものがあるのです。これは家を建てるのにだんく金をつき込んで行つて、八分通りできたときに、あとはすっぽかして難題を吹つかける。そして言うことを聞かなければちつとも工事を進行させないというので泣寝入りになるという非常な悲劇を書いております。これはあらゆる土建業者そうであるということはないので、むしろ優秀な業者は非常に信用を重んじておられる特殊な事業だと思うのですけれども、そういう非常な悪質な業者が一部におために、信用を重んじておるりつばな業者までが名声を傷つけられる。そして土建業といふものは非常にいけない業者が多いのだといふよな、漠然たる悪評が世の中にある。これはどんな業種にもそういう悪い業態があるのですけれども、特にそういうふうな特殊の業態、つまり銀行、信託等と同じような法律関係ないし人的関係をつくるにもかかわらず、それがあふわしい監督がない、たとえば銀行、信託などみなあります。それがないということのために、いわば野放しなつておつて、そのため非常に悪いことには非常に熱心であり正しい意味での双務的な平等者間の

技術水準、ことに現在の危険負担に関する法律技術から申しまして、むりに入れようとしてもいい規定が入るかどうか。これは今のところむしろ紛争処理の問題及び裁判に任して置いて、土建契約を整備するために官廳で至急に調査をなさつて、りつばな土建契約法をつくり、特に官廳契約については模範的契約を結んでも、それを無効にするという効力はもろんないわけでありますけれども、これはやはり原則ありましたが、皆さん御承知の通りであります。ありますからこの法律が通ります。従いまして、日本の建設業のは大体インチキが多いという時代がありましたが、これは日本でも信託業法ができます。たとえば日本でも信託業法ができます。前までは、信託という名のもとに非常な不正がありまして、信託業というものは大体インチキが多いという時代がありましたことは、皆さん御承知の通りであります。ありますからこの法律が通ります。従いまして、日本の建設業の社会的信用といふものは、非常に高められましたことは、皆さん御承知の通りであります。ありますからこの法律が通ります。従いまして、日本の建設業の発達のためには、最も必要な工事を進行させないというので泣寝入りになるという非常な悲劇を書いております。これはあらゆる土建業者そうであるということはないので、むしろ優秀な業者は非常に信用を重んじておられる特殊な事業だと思うのですけれども、そういう非常な悪質な業者が一部におために、信用を重んじておるりつばな業者までが名声を傷つけられる。そして土建業といふものは非常にいけない業者が多いのだといふよな、漠然たる悪評が世の中にある。これはどんな業種にもそういう悪い業態があるのですけれども、特にそういうふうな特殊の業態、つまり銀行、信託等と同じような法律関係ないし人的関係をつくるにもかかわらず、それがあふわしい監督がない、たとえば銀行、信託などみなあります。それがないということのために、いわば野放しなつておつて、そのため非常に悪いことには非常に熱心であり正しい意味での双務的な平等者間の

トをつくる。大体骨組みと屋根だけできた。問い合わせて、何とか住めるのじゃないかという程度になりましたところで入室させる。それで入室については一万円の金をとつて、それから完成した場合には全部料金をもらつてそしてその契約者の住宅にしてやるぞといふ契約條件であつたのであります。が、入室してからはさつぱり建築もしまつてない。そうするとアパートに住まつている者が、大挙して私どものところに参りまして、この家を何とかして完成してもらいたい、もし完成できなければ、私どもでもよいからさせてもらいたいというような希望をもつて参つたのであります。その実態を見ますと、領收いたしました金は、やはり建築業者に請負わせておるのであります。が、その請負者の建築業者にも拂つて、契約しない。皆幽靈会社が使つておる。それからその建てた分についても、すでに担保として金を借りておつて、契約者の所有には困難な事情に置いてあるというような面がありますて、非常に困つた問題で泣き込まれておるのであります。こういう例は一、二にとどまりらず、住宅につきましては非常に多いのです。かような面からいたしましても、ぜひともこの法案によつて、いわゆる建築業者としての正しいの法案が非常に進歩的であり、あるいは業界の発展のためにもよい法案ではないかということを感じるものであります。

おります状況について御参考に申し上げまして、終りいたします。
○淺利委員長 次に古茂田甲午郎君にお願ひいたします。
○古茂田参考人 先だつて、せつかく御指名になりました全国建設業会の会長安藤清太郎が、やむを得ない事情がございまして本日出席できませんので、事務局長の古茂田が代理をいたします。
私の方の協会はいわゆる土建屋でございます。総合建設工事業者全國で約六千五百ございまして、東京初め、各都道府縣四十三の地方團体から構成されておるのでございます。本日はある程度それらの会員を代表して申し上げる次第でございます。
建設業法なし建設工業法、要しまするに建設工業関係の單独法をほしいということは、実はわれ——業界の有志の人の多年の要望であつたのであります。ところが戦後航空機製造事業法、造船事業法というような各種の事業法がなくなりまして、当分その機会もないかと思つております。ところが昨年政府におかれましてこの建設業法を立案されまして、その第一次試案につきまして私ども御諮詢を受けた次第でございます。さつく地方の團体の会員に諮りまして、その方の輿論を調査いたしまして、それをもちまして公聽会に二回出席いたしました。その後政府におかれましては、私どもの意見をほとんど大部分おいれになりまして、第二次試案ができました。これをおおると思いますが、今回の提案と相な

つたような次第であります。従つて私どもは、初めからある程度積極的な関心を持ちまして、できる限りの連絡を保つておつたのであります。最近に初めて設業法につきましては、最初に初めて初対面をしたというふうな関係ではないのでございます。

提案の理由といたしましては、ここにある通りでございますが、なんぞくこの文句で、現在の建設業の現状から推して、というふうな意味合の言葉が使つてございます。御参考までにわが國建設業の現状を申し上げますと、技術の水準といふふうなことからは、あえてはなはだしい遜色ありとは思いませんが、経営の方式につきましては、かねん新聞紙上その他でもいわれます通り、やや幼稚、あるいは発達の道程にあるということを言わざるを得ないであります。これはもちろん先ほどのから話がありましたように、いろいろの特色と事情がございまして、たとえばほかの諸産業に比べまして、注文生産である。あるいは工事に非常な繁閑、景氣不景氣がある。あるいはまた工事の性質からいいまして、生産の性質からいいまして、リスクが多い。その他さまざまのことございまして、どうも発達が遅れておる。こういう経過は決して日本だけではありませんで、歐米諸國の建設業でも、すべて同じような経過をたどつて参つたように私どもは承知しております。そういう特殊のことから結果いたしまして、たとえば注文生産ということから結果いたしまして、工事を獲得するためには非常に努力しなければならない。獲得の競争が始まる。そこには場合によつて業者として、たましく卑屈な考に陥

。そうしていわゆる弱い商賣だとい
れるようになるわけでありま
。また工事の獲得の競争をするとい
うことがあります。その他の工事に
ークがあるとか、リスクが多いとい
ことから、さまざまに経営上に一種特
なハンディキャップが生れるわけで
ります。そうしてその結果として、経
が不安定となり、不健全になると
ことが、自然の道程であります。わ
れは一日も早くその道程を脱しま
して、たとえばアメリカにおけるよう
な、非常に発達した健全な経営の状態
達したい。これが公共の利益に沿う
ればわれわれ自身の健全化ということにあると思
えんであると確信しておるのであり
ます。その場合には、もちろん、こ
れはわれわれ建設業者だけがいかに発
展してもためなのでありますと、相伴
つて注文主の方に、たとえば企業の健
康度であるとか、あるいは工事費用の支
拂い能力が確実であるとか、さらに申
しますと、工事は御案内のように設計
図書というものをもつて初めて出発する
設業は健全に相なる。かくように私ども
は考えております。この建設業法は、
資格、この三つが相まつて、初めて建
設業それ自身の健全化ということをね
らすのであります。

少くとも建設業者の経営の面だけでも健全化を持つて行きたい、という熱望をもつておる次第であります。

その意味から考えますと、二つのねらいがおもにあると思うのであります。その一つは、先ほど申し上げましたように工事獲得の競争、それによつて注文者に、たましく業者の選択を不適正にならしめるというようなおそれありとすれば、それらに対しまして、不合理な不明朗な獲得の競争をしなくて済む、つまり正直者が勝つ、誠実に業務を営む者が絶えず安定した營業ができるのであるという形勢を創設することが、肝要であると思うのであります。

それからもう一つは、これも先ほど申し上げました弱い商賈で、川島先生からお話をありました、いわゆる片務をいられておつた。今日政府、公共團体、その他を加えまして、百億の工事費の支拂いの遅延があるといわれておりますのも、すべてこの辺に出発しておりますわけであります。これがまた工事施行の不適正を招き、従つて個人ないし公共の損失を來しておるという原因になるのでありますし、この点から申しまして、これはすでに川島教授からお話をありました、公正な契約、締結契約で両当事者がともに誠実な氣持をもつて、義務を対等に履行して行く、そういう考え方であります。その他ありますが、今度の建設業法につきまして、私どもは主としてこの二つの点で大いなる期待を持つておるのであります。

次に法案の批判でござりますが、前

に申し述べましたような関係で、私どもは、すでに相当程度、私どもの意見をこの政府の提案の中に織り込んでもらつておるわけでございます。従いまして、特にこの際せひかよりな修正を必要とするという考えは、本日は持つております。ただもし申しあげますならば、第二條ないし第三條の定義と、それからその適用除外の問題でござります。これはこれで、つぱに一つの筋が立つたりくつを持つておると思います。アメリカの建設業法でも、これに類似した考え方をもつてやつておるところがございます。ただ日本では、何しろ初めてでございますから、各地方の官廳、ないし建設省が、十分にこれをもつて、たくさんの業者を監督指導して行かれるかどうかということを考えますと、私どもの考え方いたしましては、もし場合によれば総合工事業、これはどうしても入れなければならない。その次に私どもこれは事業と申しておりますが、別表にもあります、その中のたとえば管工事、線工事あるいはしゆんせつ工事あるいは道路の、土建工事、こういうのを私ども専業と申しておりますが、これはぜひ入る。その他の單一な職種に從事する業者まで、この際一ぺんに網を廣げることは、なか／＼事業上困難を來しはしないかということを恐れておるのであります。しかしながらこれは、いいて除きたいといふほどのものでございません。

業者の選択に困らぬようになります。公正な選択ができるということにするためには、閲覧簿を單に備えるといふだけでは不十分で、この点につきましては、アメリカでは請負契約情報局という機関がございます。そこで非常に詳細な情報を提供することになつております。そういうものを特に設けませんでも、さしあたりそういうた氣持で、監督官廳の方が、あるいは審議会を開用になりまして、もう少し検査的な働きをされることが必要じやないかと考えます。

221

ございまして、今も申し上げましたように、あるいは信用保証会社の制度、あるいは請負に関する情報提供機関であるいは仲裁機関が活発に活動いたしておりました。さようなくらいで、本建設業法案には、一千人と記憶しますが、仲裁処理の専門家がおりまして、全國でこの処理機関が確立、これもアメリカではすでにあります。されば弁護士と同じような立場に立つて、一千人と記憶しますが、仲裁処理の専門家がおりまして、全国でこの処理機関が確立され、これが支持いたしまして、せひひみやかなる通過を希望するものであります。されば今後これにつけて、これに補足する、これと姉妹關係の制度なり、あるいは機関といふうなもののが制定され、一段と御盡力ををお願いいたしたいと考へておる次第でございます。

事の内容と申しますと、大体町の仕事の人と、元請けの下において働いておる人、営業をやつておる者、かような関係になつておるのであります。このほかに、大体五十七万とわれくは推定しておるのであります。が、いわゆる職人としてあります。業者としては十六万九千四百三名、これが昨年の六月の各府県の團体から報告を得た数字であります。これも加入しておる縣は三十七縣であります。まだ九縣が加入しておらぬのであります。内容はさような組織において成つておることを御報告申し上げまして、本建設中小企業法に対しては、全國中小企業者は全面的にこれに賛意を表しておるものであります。

なおこの法律がしかれます前に実は終戦と同時に、この建設中小企業の位地はまことに微々たるものであるために、社会からいろいろ、非難を受けおつたのでござります。すなわち最近におきましても封建的であり、あるいは觀念的から見ましてもボス的とかあるいは労務供給のごとく觀察せられまして、はじめにやつておる業者に対しましては、まことに遺憾にたえないところでありまして、終戦と同時に独立法をつくつてもらいたいというので、二十一年の末月におきまして、時の総理大臣、関係大臣に陳情いたしまして、本日まで継続いたして運動して参つたのであります。ところがこの意をくまれまして、二十二年の三月ですか、四月ですか、建設省においては地方自治法が改正されまして、地方條例をつくつていいというようなことでありますて、條例の指示まで受け、われくは一躍意を強くしたのであります。が、なか／＼地方によりましてうまく徹底

しておりません。近畿地区及び愛知県におきましては、その業者の登録に對しまして、それが影響してなか／＼うまく行つておるのであります。ところがだん／＼進みまして、さらにこれではいかぬ、どうしても独立法をつくつてもらわなければわれ／＼の仕事がつきりして來ぬ。またどこまでも社会からふまじめな業者のように考えれまして、まことに遺憾に思つておつたのであります。御承知のように、私どもは非常に困苦な目にあつておるのあります。御承知のようによく、私どものような業者にまことに小さな業者でありますて、事務組織あるいは資金の問題につきましては、社会から見てまったく小さなものでありますて、その点におきましてはまさに遺憾であります。御承知のごとく、この業者は自分の技術と経職によつて請負をやつております関係上、自分も働きもすれば設計も請負もする。かような関係で、なか／＼事務組織というようなもののがなく、ほとんどの自分の勘でやつております。かような関係から、社会から非常に暗く見えるのではないかと思いますので、この点は先ほど申し上げましたように、まことに遺憾だと思います。何でも自分みずからこれを開拓して行かなくてはならぬというので、商工協同組合あるいは企業合同によりまして、昨年から着々実施しておるのであります。しかしこれは官あるいは輿論の支持によりまして、着々これさよう申し上げましても、なか／＼隅々までは私らの氣持は徹底しておらぬであります。しかしこれは官あるいは輿論の支持によりまして、着々これを実施して行かなくてはならぬのであ

りますが、何を言つても法律の根柢が
はつきり私にはないのであります
て、他の作業上における取締りがどん
どん活発に出まして、われくの育成
助長のための法律がなかつたというこ
とは、まことに遺憾であつたのであり
ます。今回この建設業法が建設省にお
いて立案されまして、本國会に提案さ
れましたことは、まことに私らとして
は感概深いものがあるのであります。
一本建設業法につきましては、実は公
聴会あるいは文書による内示等があり
まして、これには相当私らの意見を
申し上げまして、その意向を相当にし
んしやくされまして、この法律案がで
きておりますことは、私らとしてもま
ことに意を強くしておるのであります。
す。御承知のごとく、本建設業法は、わ
れわれ建設業の育成助長のために、ま
た工事の施行の上におきまして完成の
責任を負わせるところに、受注者と発
注者とが同等の立場において、雙務契
約のもとに工事ができるようになります
したことは、私らとしてまことに意を
強くしておるのであります。これにつ
きましては、昨年の末ごろこの業法の
内示がありましたから、全國から内示
について公聴会を開いて、この意見を
聽取しまして、まとめたことを建設
省及び衆議院、參議院方面の委員長
に再確認いたしまして、本案をぜひ通
じて正し道を歩かせて、堂々と國
民の義務を負わせるような方向に進ま
していただきたいということを、特に

お頼いしたいのですが、本法は登録は自由でありまして、本人が資格あり、十分なる請負の能力を持つておつたら、だれでも登録できる、こういうふうな方向に持つて行つていただいたのであります。われく中小企業におきましては、從来は圧迫に圧迫を加えられて、今まで続いて來ておるのであります。が、この際この業法によつて、ぜひとも社会的の地位の向上をやつていただきたいのであります。御承知のごとく大きな建物あるいは小さい建物におきましても、実際の設計その他の技術面におきましては、相当の力を有するのであります。実際にこの建築物なり、あるいは道路なり、河川なり、あるいはダムなりの実際の工事の請負と申しますのは、この建築中小企業の専門の者の総合的活動によつて完成しておることを、よく御認識を願いたいのであります。今日この中小企業の性格をはつきり現わしていただきない限りは、土建業が正しく行こうとしてもなかなかむずかしいのであります。ことに私たちの業者には相当の不景気者もありますが、ぜひともこの業法によつて正しい道を歩かせることが、今日わが建築におきましても重要な問題であります。私たちは中小企業として考えておるのであります。この点をぜひお含みの上、本案を本議会において成立させることを私は大なる期待を持つておるのであります。

会なりあるいは内示なりをしていました
だときまして、これを全国的に通知しま
して、大体われの意図するところ
を入れていただきたいのです。が、
やはり私の中には学問のない方が多
いのであります。また事務的なことがあります
なかくわからないのでありますから、
はつきりとこの條文に、自分が請
負いになつていいか悪いか、あるいは
そういう資格をもつて実際の義務を遂
行できるか、こういうような面におき
まして、はつきりさしていただきたい
のが一、二ありますので、この点をひ
とつ申し上げたいと思うのであります。

ます。少くとも十坪、二十坪となれば、いかなる工事の名案者であつても、一人や二人では工事ができないのです。十坪の家を建てるには、少くとも十人、二十人使わなければなりません。しかし、自分の労力でありますから、自己の労力をもつて完成し得る軽微なる工事を請負う者はこれを除く、かようにはつきりしていただきすれば、修繕とかあるいははたなつくりとか、そういう程度のものは、私らも請負いでつくことは望まぬのです。短期間に工事を完成させる面から申しましても、そりゃ一年も二年もかかつてやるのはないのです。短期間に工事を完成させることになればはつきりして行くのじやないか。ことは私らの後輩である職人、すなわち技能労働者の範囲を、この自己の力によつて、修繕やたなづりくらいはどん／＼やつて行けるよにしていただきたいのです。

ます。中には一部反対もありますが、せひそうしなければ、お互に関連して仕事をして行かれないのじやないかと、いう意見が強いのでありますから、この點御考慮を願いたいのであります。

またこの別表十四号から二十二号の中に、とび工事があります、とび工事は実は世の中からだいぶ簡単に考えられておりますが、とび工事をやつております者は、これはただ足場ばかりとかそういうことばかりでなく、鉄筋、鉄骨、こういう組立工事も実施しておりますので、この面は元請け負いの場合においても、職業安定法の取扱いにおいて今迷つておりますので、これは相当な技術を要する。一つの配置の他の問題でも他の職種との関連がありますので、これは十五号は相当考えていただかなければならぬ。工事業者として取扱つていただきたいのであります。これは数は相当少くなると思いますが、相當に大きな記録あるいは危険性を伴うような工事においては、これは重要であります。たとえば河川工事における塗装工事、こういうようなものも大体とびがやるのであります。この面は一つせひとも御考慮願いたいのであります。

それから第六條の問題であります。これは事務的に考えまして、こういう場合もよいのではないかと言いますか、実は全國の業者の意図を率直に申しますと、六條の中には二地区にわかつた場合には建設大臣、その他は都道府縣知事、こういうふうになつておるのであります。これが事務的には煩難になるのと、一つは大中小にかかわらずその営業所在地の都道府縣に登録しておいたらどうか。これは見方によ

いつて若干ひがみがあるのではないかと
の民主的な時代において、相当の大工
事だけを建設省に持つて行く。その他
の工事を府県に置くということは、考
え方としておもしろくないのではないか
か。これが中小企業者の一番のねらい
であります。これは事務的にできな
いとすればやむを得ないのであります
が、われわれ中小企業としては、同等
の資格において登録していただきたい
というのが念願であります。
それからさつきも出ましたが、二十一
二條と二十三條の一括下請けの禁止で
あります。二十二條の二項の「前項の
規定は、建設業者があらかじめ注文者
の書面による承諾を得た場合には」と
いうことは削除したらどうかという意
見であります。それは何かといえど一
括下請けではないかぬとはつきりして
いただいた方がよい。二十三條にはは
つきり注文者の書面による承諾を得れ
ばよいことになるので、條文の並べ方
から申せばかようなことになると思いま
すが、私ども業者はまことに鈍感な
のでありますので、どうかひとつだれな
が見てもわかるようにしていただきた
い。かようくに念願しておるのであります
す。
あとはこまかいことにつきましては
全面的に賛意を表するものであります
す。われく十六万九千四百三名の会
員、その他加入者の團体も同様賛成し
ておるものと考えますので、ぜひとも
本國会を通過するよう御審議を願いた
いのであります。

のところは物資需給調整法によりまして建築業者だけには、主要資材の割当がないのであります。これがために建築費が非常に高くなつておる。以前は注文された建築に対して、必要なよい技術をもつて完成することを誇りとしておつたのであります。自分が損をしてやうやく買つて来て、そうしてなるべく安いものとなるべく、中小企业者の傳統的な精神であります。これがなくなつたために、販賣業者から買つてさらに築造して行くので、非常にむだがある。また官廳あるいは地方公共事業においては、資材をいただきますが、自分の設計その他に必要な資材がなか／＼得られない。好むものが使えない。ここにもむだがあります。かような面からこの業法をしかれますと同時に、建築資材は末端の最終需要者、仕上げるところの業者に渡るような方法にしていただきたいであります。なおこれにつきましては、もうすでにやみの物價が公定價格よりも割つておるものが多いのでありますから、この際建築主要資材は全面的に統制を撤廃していただいて、注文による築造を完全に責任を負つて仕上げるといふことにして、建築費をなるべく安くする方向に持つて行くようにお願いいたしたいのであります。さらに経済九原則が重要視されて参りまして、統制の解除が困難であった場合においても、他の生産工場におけるいわゆる加工資材は、工場その他には渡つておるのであります。私らの建築業者に限つて省かれておるのであります。これも從來の行爲があまり一般輿論から支持されておらなかつた結果であると思

うのであります。建築業者だけ専門的視するということのないよう、つまり最終需要者、建築業者あるいは申請者の名前で、請負つたものは、よい材料を選定して安く使わせていただけるように念願するのであります。かようにいなければ、物價統制令あるいは指定生産資材割当規則、建築統制令等の改正等がなつて行くと思いますが、この点も並行して、この議案を御審議になるときにお考え願いたいと想うのであります。

なお業法が施行されれば、われわれのような小さな業者が加入して参りますので、はなはだ事務的にはめんどうになると思いますが、しかしながら從来の行政廳の窓口が非常に廣いのであります。たとえて申しますれば、ただいまでは職業安定法の関係、労働基準局、建設局、あるいは商工省、からうなふうに廣いために、いろいろの書類が非常に転換して來るのであります。これをぜひとも窗口を一本にしていただきたいのであります。私ども中小企業から申しますれば、一般庶民住宅、個人住宅あるいは町村の学校、市町村の道路というような計画がありまして、事務的に迷わないで、この法を守つて�行けると思いますので、この点事務が簡潔に行われるような方向にお願いしたいのです。

以上、中小企業として初めてかよろくな会に代表として私発言させていただぎましても感激にたえませんが、この趣旨を持を全國にただちに通じまして、私個人業者としても精励、強化いたしま

して堂々と中小企業として活きて行かれるように、ぜひ本法案の施行を願いたいと思うのであります。全面的に賛成であります。

○淺利委員長 参考人の方々のうち、石井さん、新井さん、古茂田さん、灘波さんは、午後おさしつかえがあるそうであります。この四人の方に対する御質問がありますならば、この際質問を許します。

○前田(榮)委員 灘波さんにお尋ねします。あなたの方の團体の関係者は、下職人、が五十万からおるというのですが、労働組合の方の関係はどうなつておりますか。

○灘波参考人 それは入つております。一人以上使つておる業者に限つております。

○松岡(鷹)委員 私遅刻いたしまして、前の論旨の内容はよくわかりかねますが、あなたは賛成の意を表しておるようですが、全國的に、小さな大工さんが始め経験者としましては、どの程度までを調査されたものですか。

○灘波参考人 大体十年以上やつておりますまして、一人以上使つておる者、これを原則にして、それが今の調査になつております。

○松井(鷹)委員 全國的の調査はどういうふうにしてあるか伺いたい。

○灘波参考人 これは各府県の連合会長から報告を受けた数字でありますし、会員の組織といたしましては、これ以外にはないであります。

○松井(鷹)委員 たとえばこの法案を通過させた場合に、各府県に業者の閲覧所ができることになるのですが、縣によつて人口も面積も違いますし、業者の数も違います。かりに閲覧所を一

箇所といたしまして、それらの調査をもつてやられるか。こまかいところまで御研究なさいまして、ただいまの御賛成を得たのがこの数字であります。

○灘波参考人 まだそれまでは実は私の方も手が延びておりませんので、各府県の代表者を信頼いたしまして、報告を得たのがこの数字であります。

○松井(豊)委員 ただ代表の人たちの御賛成を得られても、あとで全國的の業界の人々の反対の声があつた場合には重大問題が起きたので、それを私は心配するのであります。でありますから、ほんとうにこの議案を根本的に調査されて、ただいまのように御賛成の御意見なら、私も安心するので、そういうふうな声がないということを御明ができますか。

○灘波参考人 東北ブロック、関東ブロック、東海ブロック、近畿、中國、四國、九州とわけておりまして、その報告をまとめました書類がこれで、全体において賛成しておる、こう考るわけであります。

○松井(豊)委員 今関東、東北、中部、近畿といつたものの報告と言わわれましたが、私たちは業界の末端の声が反映されておらぬということを聞いたのであります。ですからもう一應ほんとうの末端の声を聽取する必要があるのではないかと思つておりますが、その点に対してもどういうお考えを持っていますか。

○灘波参考人 先ほど申しましたように、ブロックごとに会議を開きまして、そのまとまつた報告を得ておるのであります、さらに四月十二日全国の代表者が集りまして、これを絶対支持いたしまして、それが得たのがこの数字であります。

計画ができておる。倉庫はどこですかと言えば、この倉庫、資本金はここに百萬円、さらに従業員がこれとこれと十名おる。その中には専門学校を出た者もおる。中等学校を出た者もおる。かのように書類ができております。登録の調査の審議会をやるときには、さよなうな書類が整つておる。しかし実際に運営するときには、その半分の價值もないのが、今日の登録制度の実情であります。あなた方は御承知ないから、とにかくこういうような法案ができるば、正しい業者のみが登録されるのだ、こういうふうに認識されるところに大きな危険感が起るのであります。私はこの法案に対し全面的に反対するという意思はないのであります、あなた方があまりにも皮相な觀察をなさつて、この法案ができることによつて犯罪が防止されるとお考えになることは、大きな間違いである。むしろ犯罪の温床をなすものがこの登録制度であると、私はこの原案においては考えられるのであります。さいせん申しましてようやく登録に対するその審査委体が、実際における時期において、実際の審議される方の立場になつてみると、なかなかこれは容易ならぬ審査になるのであります。もちろんこの問題については、相当な有能な審議会ができるのでありますけれども、審議会ができましても、ある程度お役入まかせになります。もちろんこの問題について、ななかくそく隅々まで至り盡せり、間違ひのない——たとえば技術者がここにおるのだが、この隠居役に出て来るのだということは初めからわからない。いよいよ出て来ぬときには、あれは出て来ぬというと、

とき、「ひよろく」現場に出て来る。これもどうしてもこれを否定することはできないということになりますので、この登録制ができたために、犯罪が防止されるとかいうようなことはない。むしろ今後この法案ができた後に、相當に多くの犯罪が起るのだということをお考えになつた方が、むしろ賢明じやないか、かように考えます。

○池田(謙)委員 川島さんと荒井さんにお伺いしたいと思います。日本の土木建築事業というものは、私考えますところによると、これは由來不正はつきもので、その根源というものは、実は日本の從來の政治、あるいは日本の官僚機構、こういうものに深く根をおろしていると思います。つまり時の権力者が、その権力を利用して土建業者に利潤を供與する、その代償として政治資金なりあるいは賄賂といったようなものを要求するといふようなことは、常識として今までの政治に半公然と行われていたことなので、こういう問題を解決するために本法案がつくられたとするならば、單に建築業者を一方的に監督する、これを規制するというような措置ではなくして、もつと根本的な対策が必要ではないか、こういう問題が本法案のどこに盛られておるとお考えになるか。

それからもう一つは、この審議会の問題であります。が、今後御承知のように終戦処理費による工事というものが非常に減少して参りますし、公共事業費も削減されております。地方財政費も非常に貧弱になつております。従つて地方の都道府県の工事というようなものも、非常に量が激減するとと思いますし、一般のいわゆる経費というよう

なるものも減少するし、そうなると、とにかく建築工事が全面的にますと、同時にこの建設業審議会の中減少して来る。こういうときには、この建設業審議会が相当の権限を持つことになりますが、その業者の代表が相当強力な発言権といいますか、そういうものを持つて、こますけれども、そうなつた場合に、これが注文者と一緒にになつて、その人たちだけが工事を独占し、ほかの業者に渡さないといったようなことが起る心配が、どうしてもあるのでござりますが、そういう点がこの法案でどういうふうに立案者として用意されておるか、こういう点を参考人の立場から客観的に御判断願いたいと思うのであります。

とを言え、土建業だけを統制すること
は理由がないことだと思うのです。そ
れで私は実はこの法律の実際に関係し
たわけではありません、まつたく第三
者としてこれを見ますと、今おつしや
つたような点に関する何というか弊害
を矯正する方法といふ方の面は、おそ
らく日本の資本主義経済の構造をかえ
るとか、あるいは政治権力の性格をか
えるとか、いろ／＼な根本問題があり
まして、つまりこういう法律で、そも
そもこれはどうにもできないものじや
ないか。それではこの法律はまったく
ナンセンスかと申しますと、私の考え
たのはこういう点なのです。ちよつと
重複しますが、もう一度要点だけ申し
ますと、つまりいろ／＼な企業が、今
おつしやいましたような欠点は多かれ
少かれ持つておるのだけれども、ただ
先ほど申しましたように、たくさんな
金を預かる。つまり信託とか保険と
か、あるいは銀行とか、あるいはこと
に一般株式会社の取締役とかいうもの
が、同じように入人の金を預かります。
特に建設業の場合にはタックス・ペ
アーリの金、あるいは一般公衆の金を渡
す。前渡金を受けて預かる。しかもそ
れを果さないから小説や戯曲にまでう
たわれるというような弊害を生じて來
る。そういう面からその弊害を直して
行くということは、つまり不正な業者
というものはこの法律で取締る。ある
いはコントロールされる。また無責任
なことをすればこの法律で責任を果す
ようにならせる。將來いろ／＼損害賠償
の会社がアメリカみたいにできてくれ
る。そういうことによつて一般公衆

が、つまり金を預けておる銀行預金者が銀行法で保護されると同じように、そういう方面でこれを保護して行くと、いうことが、この法律のねらいである。日本の資本主義経済あるいは日本でいろいろなプロダクションをやつておる性格をかえたり、政治権力の性格をかえるということは、一般的の法律ではこれはおそらく絶対にできない。そこで私はこの法律のねらいはそういう点であると思う。そういうねらいはどういう意味を持つかと申しますと、從来これはあらゆる事業が多かれ少なかれそうでありますけれども、特に土建業はそういう性格が強いと思います。どういう性格かというと、正しい意味での自由経済ができるいような、非常に人的色彩が強いと思う。たとえば工事をとるにしても、特にいろいろな運動をしなければならぬ。そういうことにはやはり金を使わざるを得ないようなことになつておつた。ところがそういうことでなしに、たとえばアメリカの企業のように、すべての損害賠償が責任保険でカバーされるということになりますと、あらゆる企業が責任といふ点では平等の立場に立つて、あとは技術とかコストというような競争になりますので、初めてそこに生産力も高くなる。つまり公正な自由競争が行われこそ、いわば資本主義的な経済法則といいますか、自由競争のよさが發揮されないわけです。そこにつまり從來の弊害の一端があると思いまして、そういう点はこの法律で矯正し得る。たとえば洗濯一つ頼むにいたしまして、

も、あれは特に顔を知つておるから洗濯を頼むといえば、顔を知つていなければ洗濯を頼まれない。アメリカでは間違いがあれば小切手で損害補償保険会社から来るということになつておりますが、そうなると技術がうまい洗濯屋、早い洗濯屋、安い洗濯屋というところに行つて、公正な競争が行われますから、事業全体が進歩するというふうに考えられますので、この法律はそういう面を考慮して同時に社会公共の信頼を裏切らないように信用を高めます。

あるいは不測の損害をかけない、生産力を高めるというところをねらつておる。先ほど申しましたような弊害は、こういう一片の法律では防げないと考えます。それから審議会がどういうような運用になりますか存じませんが、もしもそこに官僚が入つてよろしくやるといふならば、おつしやるような御心配があると思いますから、審議会がそういうふうにならぬようには希望いたしたい。なるべく公益が代表されるように運営されるようには希望したいと思ひます。

○池田(翠)委員 審議会がそういうふうな構成になりやすい危険性はありますか。それは業者の方にお伺いしたいと思います。

○川島参考人 なるかもしません。ならない希望を申し述べたいと思います。それはそういう疑惑の目をもつて見られることは、非常に政治的の民主主義的な運用上好ましくないと思ひます。

○池田(翠)委員 業者の方で審議会がそういう傾向にならないかどうかといふ、そういう御懸念はありませんか。

特に中小企業の方の業者の方。

○古茂田参考人 その資格があるかどうかわかりませんが、一應申します。

審議会は案にあります通り、業者の代表と発注者側と合せて全数のたしか三分の一以下となつておるのであります。そのほか三分の一は大体中立の方、三分の一ずつといふことであります。あとは人を選ぶ上に、特にこれは役所の方が選ぶようになりますが、その辺で御注意になれば多少大した弊害も起らずに済むのではないかと私は思います。

○淺利委員長 この際お諮りいたします。さきに参考人として交渉いたしました西松三好氏は都合によりまして御出席ができなくなりました。かわりまして牧瀬幸氏がお見えになりましたが、牧瀬幸氏は参考人といったことに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議なしと認めました。さてよう決します。それでは牧瀬幸氏の御意見を午後にお伺いすることにいたします。これでおお三人の方の御意

見を伺うことが残つております。一旦休憩いたしまして、午後といたすことになります。暫時休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時三十二分開議

○淺利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。山下壽郎君の意見をお伺いします。

○山下参考人 私は建築及びその建物に付帯して参りまする設備などの設計監理を業務といたしておるものでござ

特に中小企業の方の業者の方。

います。設計監理という言葉はたいへん耳新しい言葉でございますから、中にはどういうものかとお考えになるか

工事の一般的の指導でありますとか、あるいは工費の支拂いに関する調査及び

工事契約に関する事務でありますとか、

表と発注者側と合せて全数のたしか三分の一以下となつておるのであります。

そのほか三分の一は大体中立の方、三分の一ずつといふことであります。あとは人を選ぶ上に、特にこれは役所の方が選ぶようになりますが、その辺で御注意になれば多少大した弊害も起らずに済むのではないかと私は思います。

○淺利委員長 この際お諮りいたしました西松三好氏は都合によりまして御出席ができなくなりました。かわりまして牧瀬幸氏がお見えになりましたが、牧瀬幸氏は参考人とした交渉いたしましたが、牧瀬幸氏は参考人といたすこととに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議なしと認めました。さてよう決します。それでは牧瀬幸氏の御意見を午後にお伺いすることにいたします。これでおお三人の方の御意

見を伺うことが残つております。一旦休憩いたしまして、午後といたすことになります。暫時休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時三十二分開議

○淺利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。山下壽郎君の意見をお伺いします。

○山下参考人 私は建築及びその建物に付帯して参りまする設備などの設計監理を業務といたしておるものでござ

ります。設計監理という言葉はたいへん耳新しい言葉でございますから、中にはどういうものかとお考えになるか普通でございますが、その他に設計を行うかわかりませんが、一應申します。

○古茂田参考人 その資格があるかど

うかわかりませんが、一應申します。

がら拂わないという例があるようあります。もし賃金の不拂いが起るようであるならば、必ず第三の材料供給者でありますとか、あるいは第四の下請人といふような者に対する支拂いも、円滑に行くはずがないわけであります。現にある例によりますと、やはりそういう例が新聞に報せられております。かような労働者に対する賃金の不拂いに対しまして、建設業法といつしましては、独自の救済條項を含んでいてもいいのではないかと私は考えておるのであります。御承知のように民法では不動産も先取特権といふように、不動産行使の先取特権が認められております。その先取特権といふものは、工匠、技師及び請負人が不動産に関するなしたる工事の費用の債権について規定してあるものであります。技術者の債権はしばらくここに申しませんでも、元請人の債権であります。これがつましては注文主とはこの建設業法第十八條によりますれば、対等の立場で公正な契約を結ぶといふことであります。もし注文者が契約不履行をいたしますならば、先取特権の設定ができなくとも、この建設業者といたしましては建設物の引渡しを拒むことができるわけでありますから、それによつてその損害の負担を免れることができます。しかし労働者の賃金の不拂いに対抗する手段といたしましての先取特権の制定ということは、御承知の民法には工事を始める前にその登記をしなければならぬということがございますので、そういう点でこの規定は事実不可能なことだと考えます。従つてこの点に関しまして、私は

法律家でございませんから字句が適当でないかもしれません、この点に対しても救援の條文をこの法案の中に盛る必要がないかと考へておるのでございまして救援の條文をこの法案の中に盛る必要があります。それによつて材料供給者も、また請負人もともに工事費の不拂いによつてこうむる損害をある程度免れることができます。もつともこういうことをやります。もつともこういうことをやることによって、注文主が受ける損害があるわけであります。これは契約の上で防禦し得るようにならぬと考えておるのでございまして救援の條文をこの法案の中に盛る必要があります。もつともこういうことをやることによって、注文主が受ける損害があるわけであります。これは契約の上で防禦し得るようにならぬと考えておるのでございまして救援の條文をこの法案の中に盛る必要があります。もつともこういうことをやることによって、注文主が受ける損害があるわけであります。これは契約の上で防禦し得るようにならぬと考えておるのでございまして救援の條文をこの法案の中に盛る必要があります。もつともこういうことをやることによって、注文主が受ける損害があるわけであります。これは契約の上で防禦し得るようにならぬと考えておるのでございまして救援の條文をこの法案の中に盛る必要があります。

○森参考人 私は日本道路建設業会の理事長森豊吉であります。元來私は技術者出身であります。請負にありますこと三十年であります。道路専門にやつております。近くは観光審議会の委員を仰せつかつたり、日本大学の講師をしておつたりいたします。純粹な技術者で三十年ばかりやつておりますから、こんな意味合いで私は申し上げる所でありますから、あらかじめ御承知を願いたいと思います。從つて私は法律のことを知つておりません、知識と経験と、今の情勢からこの案をどう加えて申しますことをお許し願います。なるば、いずれ近く講和條約ができることが考えまするし、そいたいしますれば、外國の建設業者が日本にやつて参りまして工事を引受けることができられますが、その場合に、その外國の建設業者と日本の建設業者が競争をするというか、相並んで仕事をするのでございますが、外國の建設業者といたしましては、あるいはその一部の下請負工事をまたさらには第三の外國人に引受けさせるという問題が起るかも知れません。その場合におきましては、おそらくこれらの建設業者は、やはりその國によつて行われておりますのでござります。しかし労働者の賃金の不拂いに対する対抗措置をとるのではないいかと考えられます。そこで、よほど考えなければならぬがち當つておらぬではないといふふうなことで、もうけるだけもたかく、今請負というものに対しても、先ほどもいろいろお話をありますたが、大体あまりいいことをしないと思ふうなことで、もうけるだけもたかくあるのが請負師というようになります。

この内容につきましては私どもしさか意見を持つております。意見を持つておりますが、今のこういうふうな時代におきまして、今後日本が復興して行くといふ際には、何かしらここに法律に対しまして賛成をするものであります。

ただこの中に盛られておりますのは、いろ／＼前に皆さん御承知のように、一度公聽会にかけられまして、私は、よほど考えなければならぬことは、よほど思つてゐるのです。まことにそれを吟味していただきたいと思います。

ただこの中に盛られておりますのは、いろ／＼前に皆さん御承知のよう

あります。

は講負いの健全なる発達に資するといふことは、厳密の意味でこの責任はあくまでも追求する。そして自由は得させ、自分の意見はどん／＼言えと言ふうになつておりますが、さらにこれを自分で自肅しました上に相当な権利を與え、特別扱いに一級伸ばしてあります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むというような状態であることは、

時あたかもこのような案が出まして、しかも非常に進歩した案であります。

みなお互いに裸になるうじやないかと

いうようなことになつて、明るく行こ

う、どこまでも明るく行くかわりに

何よりも明らかにわれ／＼の至らない

こと反省させられるのであります。

で、單に取締るということでなしに、

しかも非常に進歩した案であります。

うふうになつておらんが、さらには、どこまでも明るく行くかわりに

踏むという

ますならば、自分は上にセメントでありますとか、あるいはアスファルトのようなもので鋪装すればいいのだといふことで、下のことはあざり知らぬ。あたかも建築における左官屋さんのような考え方を持ちやすいのであります。従つて自分のやりました仕事について欠陥が起りました際には、地盤が悪いから悪いのだ、基礎が悪いから悪いのだというようなことにのがれやすくなるのであります。この技術の進歩つまり明るい意味で請負の健全なる発達というふうな意味にはとりにくくなりまして、技術が進歩しにくいというふうなことで、第一條の條件を完全に満足するのにどうもものたらんというふうな感じになるのであります。この第二十二條はそれですから一括して他の建設業者に請負わせてはならないと規定する文章よりもつと今度それをはつきりとしまして、しこうしてこの責任は下請にあるのだというふうに書きかえていただいたら、非常に明るくなるのではないかと思ふのであります。それから同時に先ほどもお話をありましたように、仕事を取りさえすればだれにでも仕事がさせられるのだ、となるのではなかいかと思ふのであります。そういうことが自分の利益である。こういうふうな今までの習わしがありますた。これはいい習わしでありませんが、自分にはその仕事をやりおわせるだけの力がない。あるいはそういうふうな道を持つておらぬけれども、取つておきさえすればだれかがやつてくれる。だれにかせるということになれば、喜んでさしてくださいといふ人が出て来るということになりまして、技術の低下が予想されるので、その点が私たちもとしましては、非常に心配な点

の、國民のために働くもの、それから建設業でありましたら、もつと技術の向上をはかつて行きたいと思うのであります。技術の向上、技術に対する自分の自覚責任というものがなくからもうけ主義になるんだと、私ははつきり申し上げたいであります。このういうふうにいたしまして、やもすると昔からの土工、請負、そういうものはだ合ひが、非常にこのごろ困却されておりまして、やはり利益主義に走りやすくなりますのは、技術の低下が一番大きな原因だ。知らぬがゆえに、ごまかそうとしているのではないが、いきおい安くやる。この方が人夫賃がかからないというようなことになつて行くようにはざられるのであります。

次に第五章の監督の問題であります。これは官廳の方もおられた監督者の方もおられるのではないかと思いますが、技術が建設業者側にないと同様に、官廳側あるいは監督者側にも、はつきり技術が頂上であつて間違いがないかということを、ひとつ反省していただきたいと思うのであります。あえて申しますならば、第二十八條以降におきまして、工事監督者への監督ということが、審議会の方の一部の仕事として加わつて行くべきことではないかと思うのであります。監督の人によりまして、今まで言ふたことは、工事請負い習わされましたことは、工事請負が、どなたが監督につくかによつて一割は違うということが言いふらされてるのであります。この点は請負の方の方は利益があるので、いい仕事ができるようになり、お互に政府も監督者も請負の方の方も、ともに立つて國民

それから小さい問題であります。の福利のために建設事業を営む。こう一番おしまひの第八章、第四十五條以下に罰則があります。私はあくまで責任をとるという意味から、罰則そのものについての問題があるのであります。せんが、ただこの文章で見ますと、あるいは政令によつてはつきり出るのかもしれません、悪意でなくて一日遅れても罰金を取られるというふうに私は法律家でないからわかりませんが、見受けるのであります。これを通じしなかつた者とか、届出しなかつた者とかいうふうな者には、何日以内というような期限を切られて、その後に譲りまして私はこのくらいにいたします。

全体としましては、この法律が完全なものというふうに考えるのではありませんが、一つの道程としまして非常にいい法律であるということで、これがよい意味で訂正されるならば、その期間があつてほしいのです。が、このままであつても、一日も早くこれが採択され決議されることを喜ぶものであります。

○淺利委員長 次に牧瀬幸君の御意見を伺います。

○牧瀬参考人 お許しを得まして、土木工業協会として発言をいたします。西松三好氏が土木工業協会として発言をする予定でございましたが、やむを得ない支障のために、私牧瀬幸が発言

われ／＼建設業者は、常にみずから
の仕事の重要さに非常な自覚を持ち、
いかにしてこの職責を果すかといふこ
とを考えております。発電、道路、橋
梁、鉄道の工事はもちろん、個人の住
宅の建設におきましても、いずれもこ
とごとく社会公共の福祉に重要な関連
を持つております。従つてわれ／＼建
設業者の使命というものは、非常に重
大なものである。このわれ／＼の使
命、すなわち建設をいかに誠実に行う
かということは、單に建設業者の方の
みならず、注文者、企業者の方も、こ
れに十分な関心を持つて御協力を仰が
なければならぬのであります。すな
わち注文者、請負業者一体の協力によ
つて、初めて建設がその目的に沿うの
であります。從來、やもすれば、古い
傳統の支配いたしますところ、契約に
おいては非常に片務なことが行われ、
そこには恩惠的な封建的な考え方があ
りましたために、特定の人と人とのつ
ながりが非常にこの土木建築といふ業
務を支配しておりました。内において
は、親分子分の關係があり、外において
は、仕事をさせてやる、仕事をさせ
ていただくという卑屈なお出入り觀念
の支配するところ、ごむりごもつとも
で、場合によつてはそのいかなる契約
をも甘受する。しかしながら、一旦甘
んじて受けた契約でも、遂にいろ／＼
な面において行き詰まる結果、またも
み手をしてお願いに出る。そこに特殊
な人に対する特殊な關連が生ずる。そ
ういうことから、やもすれば先ほど
來御指摘になりましたようないまわし
い請託となり、情実が横行するといふ
結果を生じたのであります。どうして

この契約をフェアにしなければならない。契約を科学的にしなければならない。いたずらにもみ手をして頭を下げるという非科学的なことよりも、もつとお互いの誠実に立脚したものでなければならぬということは、われわれ業者の一部の者の眞剣なる念願であります。さきは閉鎖機関に指定せられました日本建設工業会におきましても、つとにこの建設省の設置を叫ぶとともに、片務契約の是正に對して非常な努力を拂つて参りました。最近に至りまして非常に世の中の経済が苦しくなつて來た、不景氣になつて來たので、ややもすれば昔の古い弊害がまたそこに生ずるおそれがあります。このときにおいて、政府当局におかれても、建設業法案を立案せられ、契約の当事者は、おののくの対等な立場における行為において、公正な契約を締結することに非常に欣快にたえないところであります。眞剣なる業者がどうしたら自分の請負つた工事を誠実に行うか、その義務を履行するか。それには企業者の方も、注文者良好に仕上げなければならないといふことが初めて言い得られるのであります。この意味におきまして、かかる大原則が確立せられましたことは、斯業の發展に資するところ非常に大きいと思ふのであります。これが完全に施行せられますならば、建設費そのものも相当節減せられる。たとえば天災、不可抗力等のごとき事故がいづれに屬す

るものも、勢い請負人としてはその危険負担を下げるという非科学的なことよりも、もつとお互いの誠実に立脚したものでなければならぬということは、われわれ業者の一部の者の眞剣なる念願であります。さきは閉鎖機関に指定せられました日本建設工業会におきまして、つとにこの建設省の設置を叫ぶとともに、片務契約の是正に對して非常な努力を拂つて参りました。最近に至りまして非常に世の中の経済が苦しくなつて來た、不景氣になつて來たので、ややもすれば昔の古い弊害がまたそこに生ずるおそれがあります。このときにおいて、政府当局におかれても、建設業法案を立案せられ、契約の当事者は、おののくの対等な立場における行為において、公正な契約を締結することに非常に欣快にたえないところであります。眞剣なる業者がどうしたら自分の請負つた工事を誠実に行うか、その義務を履行するか。それには企業者の方も、注文者良好に仕上げなければならないといふことが初めて言い得られるのであります。この意味におきまして、かかる大原則が確立せられましたことは、斯業の發展に資するところ非常に大きいと思ふのであります。これが完全に施行せられますならば、建設費そのものも相当節減せられる。たとえば天災、不可抗力等のごとき事故がいづれに屬す

るものも、勢い請負人としてはその危険負担を下げるという非科学的なことよりも、もつとお互いの誠実に立脚したものでなければならぬ。万一本事に起るような危険を工事費の見積りの中にかけるということは、全般の建設費負工事のために決して当を得たものではない。すなわち正当な請負價格と異なるものは算定されるものではない。

従つて契約の当初において、お互に公正な立場においていろいろなとりきめをしておけば、そして科学的な行き方を考えられるならば、そこに工事費も相当節減せられるであろう、こういう大きな利益があるのです。

なお、この建設業法において建設技術審議会なるものが立案せられておりました。しかしここに建設業者、注文者側すなわち企業者、公益を代表する第三者、さらに監督の立場にある官廳、この四者が一体となつて、常に公正妥当な意見を開拓し、その検討するところによって、正当なる意見が当局に具申せられ、あるいは当事者双方に勧告せられますならば、一層

五号以下はこの法律に該当しないといふふうに御訂正願えますれば、たいへんけつこうだと思います。

それから第十九條、建設工事の請負契約の中に規定すべき重要事項の中の第七号、「價格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変動」、その「價格等」と書きました中に、「物價統制令第二條に規定する價格等をいう」、この注釈がございます。この

報告の義務というものを規定していただきたいといふ希望を持つておりました。それから第十九條の次に、請負契約報告の義務というものを規定していただきたいといふ希望を持つておりました。これはございません。それから第三十四條、これは大部分は條文の整理であります。ただその第三十四條の第四号に「政令の定めるところにより重要な建設工事実績の報告を徴し其の内容を調査して建設大臣又は都道府県知事に意見を具申すること」、

こういうことを入れました。これはごく卑近な一例をもつていたしますれば、たしか昨年であつたかと思います。新潟方面のある大きな橋が落ちて、相当のけが人が出た。あるいは死者が出た。要するに、直接に国民の公共の福祉に関連する非常に重要な工事については、一方官廳の御監督があつて、同時に、また建設業審議会すな

しております。ぜひこの法案を一日も存じております。

現在提出せられました政府原案は、私どもとしては大体においてこれでも異議はございませんが、もしさ少の修

正を仰ぎたいであります。

それから、この中に記載されておりましたが、工事完成時期の変更といふことは、請負業者にとっては非常に重

要なる義務であります。いつくまでに工事を完成する。もしその工事が完了せられるとび工事、このとび工事は、別表にあります大工、左官、土工と、通常併称せられるものであります。何となれば、從来監督はひとえに官廳のみの監督でありました。しかしここに建設業者、注文者側すなわち企業者、公益を代表する第三者、さらに監督の立場にある官廳、この四者が一体となつて、常に公正妥当な意見を開拓し、その検討するところによって、正当なる意見が当局に具申せられ、あるいは当事者双方に勧告せられますならば、一層

五号以下はこの法律に該当しないといふふうに御訂正願えますれば、たいへんけつこうだと思います。

それから第十九條、建設工事の請負契約の中に規定すべき重要事項の中の第七号、「價格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変動」、その「價格等」と書きました中に、「物價統制令第二條に規定する價格等をいう」、この注釈がございます。この報告の義務というものを規定していただきたいといふ希望を持つておりました場合には、これは要するに正当な工事完成時期が変更せられなければなりません。何となれば、從来監督はひとえに官廳のみの監督でありました。しかしここに建設業者、注文者側すなわち企業者、公益を代表する第三者、さらに監督の立場にある官廳、この四者が一体となつて、常に公正妥当な意見を開拓し、その検討するところによって、正当なる意見が当局に具申せられ、あるいは当事者双方に勧告せられますならば、一層

五号以下はこの法律に該当しないといふふうに御訂正願えますれば、たいへんけつこうだと思います。

それから第十九條、建設工事の請負契約の中に規定すべき重要事項の中の第七号、「價格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変動」、その「價格等」と書きました中に、「物價統制令第二條に規定する價格等をいう」、この注釈がございます。この報告の義務というものを規定していただきたいといふ希望を持つておりました。これはございません。それから第三十四條、これは大部分は條文の整理であります。ただその第三十四條の第四号に「政令の定めるところにより重要な建設工事実績の報告を徴し其の内容を調査して建設大臣又は都道府県知事に意見を具申すること」、

こういうことを入れました。これはございません。これはせつから第十八條において、あるいは當分從來の慣例によつて、双方とも信義、誠実をもつて公正に處理されることを防ぐために、この契約の当事者は、建設業審議会に、締結した契約の写しを出し

わち業者、企業者、注文者、公益を代表する者、官廳、この一体の機関において、さらにはたして現在やつておる工事が公益のために十分なものかどうか、一朝この橋が落ちた場合には死傷ができる、どこかに欠陥がないかと、いろいろなことを精査して、そうして万一さようなことがあつた場合には、建設大臣または都道府県知事に意見を具申するといふような余地を残しておることは、非常に重要なじやない。

これは公益のためのみならず、業者自体の自覺を促す意味においても、非常に重要なことではないかという見地から、この第三十四條の四号というものを書き入れてみました。

それから第三十七條、この建設業審議会委員の任期の問題であります。これは原案によりますと、四年となつておる。しかしこれは四年では長過ぎやしないか。二年でよくはないか。さらにこの中に「再任されることができる」という第二項の規定があるので、もし四年の任期を必要とするならば、再任によつてその人を就任せしめらいかが。こういう見地から、二年としたらどうかと、こういう希望を持つております。

大体以上のような修正意見であります。なお四十七條の罰則の規定の中に若干のことを考えましたが、要するにわれ／＼としては、公正に誠実にやりたい。せつかく法律でこういう方向を示していただきのに、どうもそれに著しく從わないといふような者があつたならば、これに対するのは建設業審議会が辞を盡してこれに勧告をする。または監督官廳から注意を促される。それにもかかわらず、なほおか

むりをして押して行く者にはたして罰則がなくていいかどうかという見地から、こういふことを考えた次第であります。

要するに私どもは、御提出になりましたこの法律案に対しまして、業者としては多年の念願が大きく新しい第一歳に入つたという考え方で、ぜひこれをすみやかに成立させていただきたいといふ熱望を持つております。一言申し上げます。

○淺利委員長 これにて一應参考人の方々よりの意見の聽取は終了いたしました。参考の方々に對する委員諸君の質疑があれば、この際これを許します。なおこの質疑が終つたあとには、建設業法について、引続き質疑を行いたいと思います。どなたか御質疑はありませんか。ただいまここにお見えの方は、山下さん、古茂田さん、灘波さん、森さん、牧瀬さんの五君がおられます。

○今村(忠)委員 実は私が希望するようないふた人がここに見えてないのであります。大体以上のような修正意見であります。なお四十七條の罰則の規定の中に若干のことを考えましたが、要するにわれ／＼としては、公正に誠実にやりたい。せつかく法律でこういう方向を示していただきのに、どうもそれに著しく従わないといふような者があつたならば、これに対するのは建設業審議会が辞を盡してこれに勧告をする。または監督官廳から注意を促される。それにもかかわらず、なほおか

われるような人たちでは、自分で手続がきぬのではないか。おそらく建設業代理士とかなんとかいうものができます。されば、少くとも警察や役所のまわりにあるところの司書とかなりかうような、文筆専門業者といふことは、非常に重要なじやない。

○古茂田参考人 はたして御質問になります。ひどつその点を聞かしていただきたいたいと思うのであります。

この法律で比較的小規模な業者が営業の自由を封せられるのではないかと、いふことはまたたことを申し上げられます。私は建設業協会の立場といたしましては、いやしくもここに建設業法をつくりまして、信義、誠実に義務を履行をさせるというからには、どうしてもある程度の最低制限と申しますが、反面から言えば統制に違いないかもしませんが、ある程度の線を引くことによっては、いわゆるたたき大工といふような形で請負をしておる者に、十年の証明がそれぬということもできるのではないかと思うのであります。数字の上からいわゆるたたき大工といふような形で請負をしておる者のか、統制を加えられるということになりますと、われ／＼ちよつと過去のことから思ひ当ることは、いわゆる一口にたたき大工とでも言ふような人たちが、われ／＼が小さなうちをつくる際に請負つてくれるのですが、こ

うな方がここに見えてないのであります。大体以上のような修正意見であります。なお四十七條の罰則の規定の中に若干のことを考えましたが、要するにわれ／＼としては、公正に誠実にやりたい。せつかく法律でこういう方向を示していただきのに、どうもそれに著しく従わないといふような者があつたならば、これに対するのは建設業審議会が辞を盡してこれに勧告をする。または監督官廳から注意を促される。それにもかかわらず、なほおか

る証明をとらなければならぬ。簡単に言えば、昔の親方の証明をとつて来なければならぬ。そういうような場合に、大工さんが必ずしもそうだとうわけではありませんが、主人を二年、三年でかえたというような場合に、あつては、しかもかえた動機が、けんかをしてかえた、こういうことになりますと、十年の証明書をとるために昔の親方の所に行かれぬ。親方もけんかをされをしておれば、証明は出さない。それで十年という経験あり、相当の力量もあしながら、いわゆる青少年時代に、血氣の盛りなころに、簡単に言えば親方とけんかをしておるためには、十年の証明がそれぬということもできるのではないかと思ふのであります。たたき大工といふような形で請負をしておる者のか、統制を加えられるということになりますと、われ／＼ちよつと過去のことから思ひ当ることは、いわゆる一口にたたき大工とでも言ふような人たちが、このわくで、十年の経験がなければいかぬとか、いろいろの恐ろしくむずかしい手続がいりますが、生きる

いふことは、いわゆるたたき大工といふような形で請負をしておる者のか、統制を加えられるということになりますと、われ／＼ちよつと過去のことから思ひ当ることは、いわゆる一口にたたき大工とでも言ふような人たちが、このわくで、十年の経験がなければいかぬとか、いろいろの恐ろしくむずかしい手続がいりますが、生きる

いふことは、いわゆるたたき大工といふような形で請負をしておる者のか、統制を加えられるということになりますと、われ／＼ちよつと過去のことから思ひ当ることは、いわゆる一口にたたき大工とでも言ふような人たちが、このわくで、十年の経験がなければいかぬとか、いろいろの恐ろしくむずかしい手続がいりますが、生きる

しないものは大体請けもしないであります。しかし請負わしても今言う通り目のあたりに結果がわかつて來るのでありますから、私は實際十年という年限を必ずしも必要とするものではないよう氣もするのであります。ことに私たちが小さな家を請負わしたいたしましても、たいがいは他で家を建てた、相当のものができておるというようなことで評判もあり、ことに地方でありますすれば名を通つておつて、そして信用して請負わしておるようなものであります。ここで十年という年限を條件とすると、先ほど言うようなそ証明をとるのにも、大体書類をつくるのにも、こんなむずかしい手続は先ほど言う通り人の手を借りなければなりませんし、金額にすれば数千円でこの届を受取けるかどうかわかりません。今の金では一万円も出さなければ一切の手續はしてくれないのでないかと想像するのです。ことに今のお話によりまして、政令によつて金額を十万円とか幾らとか言われますけれども、われくは金額の点は特に注意するわけでありまして、御承知のように坪二万円も三万円もする今日においては、三十万円といつても普通の家以下の小さなものであろう。農家あたりでちよつと建てるとすれば、十五坪以上でなければ養蚕などをする地方においては役に立ちません。これは私数字をお聞きしたいのでありますけれども、いわゆるたたき大工式の請負の数が、全國的にどのくらいの割合を占めておるか。それらの相当の数の人々が、これによつて不自由を來すのではないかと思うのです。今言つた十年くらいの経験が必要だらうということは、今

のお話を聞いてもほんとはだ漠然としておるのであります。現に私のせわをしておる学生は、学生でありますから、さよくな多少の趣味と技術と申しますが、技術もあつたには違ひありませんが、障子もつくりますし、戸もつくりますし、たなもつくりますし、実際に二むねもりつばな住居のできる家をつくつております。これはもとより経験からいえば中学を出て大学へ入つたばかりというわずか二十一、二の青年であります。そういう例をとつてみましても、ここに制限を加えることは、先ほど來言う通り、統制を撤廻して行こうと、いう私ども民主自由党の立場から言いますと、はなはだ相反するようなものができるのではないかといふ氣がするのです。そこでかりにそれを今日の價格できめると相当の金額だと思いますが、大体どのくらいの程度までを線にしたらいかということを、経験の上からお聞きしたい。十円か五十万円か、ということでは大変な違いであります。まあ普通このくらいいならどうかしらんということはあると思う。それから十年の経験というものは、どうもわれわれは長いように思思います。これはまた見習についたときの年齢等のこともありますが、御承知のように労働法等によつて、今後は相当な年齢でなければ簡単に大工の見習ができない。三十を越えても場合によつては一人前の請負もできぬというような事ができるかとも思う。こういうこと

とを考えますと、この制限をきめることは、よほど慎重に考えなければならぬと思う。

なおもう一つ、これは他の方からもあつた意見でありますと、つまり請負業者は、請負師ごまのすり道というのが昔のカルタにあつた通り、はなはだけしからぬという意味の言葉がありますが、そういう不正を防除するという意味ならば、だれでも建築する者は一つの届出を要するという程度のごく簡易のもので不正は防げると思う。必ずしも技術的な要件を加えなくても、いわゆる仕事上の不正を防除することはできるのではないか。この点をひとつ、皆さん御経験があるということでありますからお聞きしておきたいと思ひます。

○灘波参考人 御指摘の要旨は十年の年限の問題でござりますが、まことに御説の通りでございますが、実はただいまござります大工あるいは左官、こういう職種は、大体從來兵隊までは徒弟でおつて、それから五年くらいはいわゆる各種の業種につきまして、大工でありますても、第二、第三の人にやはり見習つて、そうしてようやく家を組立て、あるいは墨つけをし、あるいはちようなをし、あるいは壁や屋根や、これまでのものを総合的に練習するまでに約十年かかる、それになお人を指揮、監督するまでには、さらに十五年かかる、こう言つておるのであります。かようなわけで、まず業者として立ちますには、総合的の氣持を持つておりますが、今のここにあります十年以上のものは、人の住居をつくるなければならぬということを考えますと、少くとも自分の代表として責任を持たせるには、十年くらいの経験がなければ、実際どの職種におきましても、大体そのくらいの年数をたなければ、総合的に段取りをきめるなり、人の配置なり資材の見わけなり、こういうものができないと考えますので、大体七年ないし十年という意見でありますしが、現在のところは非常に機械科学が進んでおりますので、十年ぐらいの年数がなければなか／＼かねだろう、こういうのが中小企業の意見で、十年にまとまつた。公聽会あるいは審議を経て、大体意見が統一しておるのであります。なお今後におきまし

では、もう一步前進しまして、三年ないし四年において一人前になるような方向に、徒弟なりあるはいろ／＼の教育の指導によりまして、やつて行かなくちやならぬのであります。これはわれくの業者ばかりは昔からの慣習がありまして、實際子守りをし、何をして覚えて来た人たちで、それにそのまま実施することはなか／＼むずかしいのであります。一步前進しました今度は、労働基準法なりあるいはすべてのそういう法規によりまして、何とかしてこの徒弟の教育については、もう少し努めて行きたい、こういう氣持を持つておりますことをもつけ加えて御報告申し上げたいのであります。それからこの法律が適用されまして、なるほど御承知のように書類が非常に複雑でありますので、まことにわれく中小企業としては非常に困る問題なのであります。けれども、いつまでも困る困ると言つてこのままおつたのでは、ますます圧迫を加えられて、いつまでも中小企業は浮き上らぬのであります。これを何とかして浮き上らせたいといふのが、私ら中小企業のねらいであつたのであります。でありますので、この処理につきましては、中小企業としましては、協同組合なりあるいは合同によりまして、企業を整備して、みずから企画もできるようになります。業法の協同組合の事務所においてこれを処理して、みずから自分ら同志の協力によつてこの仕事を成し遂げて行きたい、これを念願するのであります。業法におきまして、今中小企業廳において中企業協同組合、かよなものを御制定になつておることもわれくは非常歓迎しておるのであります。さよう

なわけで、中小企業を何とかして救つていただきたいのが今の念願しておるところの問題でありますので、これらの方の問題はさような面において解決して行きたい。しかしながら口ではそう申しましてもなか／＼昔の慣習が連なつておりますし、容易でないのであります。ですが、これを何とかして法の根拠をもちまして、お互に協力申しあげ、また一般興論からもわれ／＼の人格を、いつまでボスである、あるいは労務供給であるとかそういう観点でなく、法の根拠によりまして、何とかして地位を浮きな念願でありますので、これはして社会的上らしていただきたい、そうちして社会的に地位を確保していただく、かよう申しますれば、一步前進しまして、これらの人手をかけずに、今度はわれわれみずからがそういう氣魄をもつて、そういうような仕事を組合の協同の力によつて準備をして、実施して行きたいと希望しておるのであります。でありますからして、現在におきましては曲りなりにも商工協同組合法によつて、全國を通じましたその組織によつて、一應協同施設によつて行こう、まだ日が浅いのであります。はなはだ微々たるものであります。また昔の慣習があつて、皆さんにお目にかかるまでは至つておりませんが、徐々にこれを準備して、皆様御心配になる点を何とかして解決するように、みずからもやりますが、皆さんの輿論において御支持を願いたいのであります。また本業法によりまして、これを長く格付けさせていただくことを非常に喜んでおることは先ほども申した通りであります。

○今村(忠)委員 ただいま中小業者と
いうようなものの数は、専門員の方では十七万くらいあるだろうということ
であります。つまり個人で請負いを
して、從来現実に建てておることで
きたのが十七万あるかどうか、この点
がまだはつきりしないだろうと思いま
す。いわゆる直接これによつて統制を
受けることを痛感させられる個人請負
業者というものが、これのできること
によつて浮き上れるのだというよ
うな意味のお咎えがあつたのであります
けれども、ほんとうにそういう意味で喜
んでおるかどうかということであつま
すが、これは實際その業者の方々でな
いとわからないことだと思ひます。そ
こで私は、一体これらの人たちが、今
度物價の値上がりで一体どのくらいな金
額のものであるなら簡単に言つていわ
ゆるたたき大工、請負業者が受けでや
れておるものであろうか。参考までに
金額でお聞きしたいと思ひます。どの
くらいのものを個人的な請負業者がや
つておるかどうか。

ものについて適用するように、大体私の方の考え方いたしましては、軽微と申しましてもなか／＼むずかしいのでありますて、大体先ほども申し上げましたように、二條の一號二號の自己の能力のみによつて完成し得る程度の工事というものを、ここに自分の力で請負えるものに、軽微なものについてはこれを適用しないでありますから、先ほど申し上げましたよ／＼、一人親方、こういうような人々につきましては適用はしたくないのであります。少くとも一人以上使つて、そうして相当資力を持ち、整備をして行くものに対して適用してもらうのが根本なのであります。これをひとつ御了承願いたいのであります。

それからさつき十萬円の問題が出来たので、実は大体十万円あつたらどこのくらいの工事ができるのだめうといふので、各職種について実は七種類ばかりやつておるのでありますが、実はその工事の資料をちよつと私持つておりませんので、さような面から今記憶しておるのはごくわずかでありますて、大工の問題といたしますれば、十萬円の家を引受けますと、資材を買つて来て、こなして、それから家を建てるまで行かないであります。これは絵どり組立ての墨つけが終つて穴彫りまでしかできないのです。かよ／＼なわけで、その線がどこでよいかといふことは、はつきり私どもの方でも申上げられませんが、いわゆる四坪か五坪あるいは自分一人でもつてできるような工事、請負業については、全然除いた、かようなわけでありますから、実は金の問題につきましては一應調査したものがあるのでですが、今手も

○淺利委員長 ほかに参考人の方に対し持つておりますので、お答え申します。参考人の方々よりの意見聽取はこれにて参考人の方々よりの意見聽取は終ります。参考人の方々に一言御礼を申し上げます。本日は御多忙中のところわざ／＼当委員会に御出席くださりまして、ただいままで長時間にわたつて御高見を賜わり、当委員会の本案の方々のそれ／＼の立場よりの御高見を参考といたし、今後ます／＼慎重に審議いたして参りたいと存じておるのあります。以上簡単ながら御礼を申し上げます。これにて参考人の方々よりの意見聽取を終ります。

本を中心とした土建業者が私は多かつたと思います。それはそれでよろしいのですが、今後土建資本の圧迫からと申しましょか、土建資本がら独立して、あるいは從来土建資本に労務の提供——これは設計技術者も全部入れまして、労務の提供あるいは協力的な関係になつておつたところの階級の者が、独立して、いわゆる團体の事業体を設けてやるということが將來考えられると思います。私冥聞にしてこういう團体が今日まであつたかどうかといふことを現在存じませんが、將來は十分に私は考えられると思うのであります。言葉をかえて言うならば、本法案を立案するにあたりまして、そういう社会政策とでも申しましようか、あるいは社会主義的なと申しましようか、そういう觀点から、あるいはそういう配慮のもとに、本法案が立案されるかどうか、この点であります。

第二の点は、そういう事業團体が生れた場合、これは一般論で申し上げますが、登録適格條件に該當するかどうかということを私は承つておきたいと思います。以上二点について御質問申し上げます。

○中田政府委員　上林委員の申される通り、今回政府が提案いたしました建設業法案にある建設業と言いますのは、まさに從来土建々々と言われたものをおわけでありますが、しかしながらこれらは土木建築を建設工業、あるいは建設事業と呼びならわすことですが、むしろ長い間の感じから来る一つの名称上における柄を改善するやえんではなかろうかという意味で、あえて建設業と名乗つたわけでござります。しかしながら法規の工事の内容等をござ

んになれば、御説の通り土木建築に関する事業の請負いを業とするものを、ここに建設業といたしたわけであります。

次にお尋ねのいわば從來の土建業者に使われておつた人間が、自分の経験が修熟し、あるいは自分が一本立ちになつて、自分の責任において事業の請負いをやつて行く、その場合において、その同志が協同的な組織によつてやるという場合があると思われるが、それに対して法案はどういう態度を持つておるかという点でござりますが、たしかに私は建設業の業界の進歩発展のためには、そういう新しい意欲のもとに、ほんとうに良心的にやつて行くことをいう人が團結をして、そうして業界に一步を踏み出すということは望ましいことであり、決してそれをばむべき何ものもないわけであります。世の中の進歩といふものはやはり古いものを尊ぶと同時に、また新しい意欲のものを尊ぶことによつて進歩発展がござりますので、先回の質疑においてもお答え申し上げた通り、この業法においては、古いものを温存して新しいものを抑制するというような考え方は、全然当初から持つておりません。従つて比較的登録の要件は割合にラフにしてございます。つまり志しを持つ人をあまりとめないということによつて、古いものをいたずらに温存するということにのみならぬようとに、う意味を心がけたつもりでござりますので、なおこの同志が協同の力で企業体をつくり上げるという場合において、御承知のように協同組合といふものが今日ありますので、あれを活用することによつてもまたできるわけでございまし

と、あるいは大会社、大資本のものたる
る点を問わず、ひつきようするに、業
界がほんとうに良心的な工事をしてい
ただくようなどいう意味が、本法案の
ねらいでござります。従つてそのこと、
について建設業法は十分な考え方を盛つ
ておるつもりでござります。なお登録
要件等につきましても、少くとも人様
の委任を受けて事業を完成するという
ことに必要な最小限度の要件として、
若干の技術経験というものを要件にい
たしたのみでございまして、従つて資
本金とかあるいは機械類とか、あるいは
労働者の使用量とか、こういったもの
は登録の要件にいたさなかつたこと
も、まさにその趣意から出たわけでござ
いますので、さように御承知願いた
いと思います。

○満利委員長 次に質問の通告によつ
て宮原委員。

○宮原委員 登録後に毎年提出させる
書類の規定が第十三條にあります。そ
の中にも出ておりますが、建設省令で
定める書類といふものはまだ予定がで
きておりませんか。見ておるとそれ
ば、どんな書類を出させるのであります
か。

○中田政府委員 十三條で、「省令の定
めるところにより」ということを書き
ましたのは、ここに書いておりますする
事柄以上のものを要求するわけではござ
いません。ただ申告をしていただくな
便宜のために、一つの様式みたよくな
ものを定めることにいたしておるわけ
でござります。

○宮原委員 第七條の一号、二号に規
定する書類、それから第七條の三号に規
定する書類の変更の場合の報告を、

毎半度経過後二箇月以内に出させることがになつておりますが、先ほど業者の意見としては、どんな書類も覺悟しているというような、ずいぶん安心の行くような意見があつたのでありますけれども、これも中小企業者の中の上層部の意見であつて、末端の意見を代表しているものとは、前後の説明でどうしてもわれくは納得が行かなかつた。従いまして、なるべくこの手続の簡素化という意味、業者にめいわくをかけない意味で、毎年そういう報告をする以上は、その業者としての資格が欠けたような場合においては、知事においても建設大臣においてもそれはわかるのでありますから、登録の取消しもできるでありますよう。従いまして、第四條の登録の有効期間が二年になつておりますが、この二年といふものは、その必要はむしろないくらいに、相當長期に有効期間を認めてはいかがなものでありますか、それからまたかりに二年を有効とするならば、登録の更新の登録といふものにも、同じような書類をまたとるというようなことも、何とか簡素化できないものでありますようか。そういう点についてちよつと御説明を願いたい。

根本の方針について大筋のものがわかれれば、あまり書類の煩雑なことはやめようという意味で、まだたくさんございましたものを、切り／＼しまして、この程度になつたわけでございます。ただ根本としまして、二箇年にこういう書類を登録のときとにとり、それからその後変更があつたときによる。それは無意味ではないか。むしろ無期限またはもつと長期にしてもいいではないか、といふ御意見のあることは、たしかに筋の通つた御説でございまして、当初考えましたときにも、三年という原案を作成しまして、公聴会に臨んだのでござります。ところが実は意外に思つたのでございますが、業界におきましては、今日のような非常な変動期においては、登録の更新はもう少し短い方がよい。極端に言えは一年というような説も出ました。しかしどう考へても、あまりに書類の煩雑になるのを恐れることにがんがみまして、二年ということにおちついたわけでござります。そこで御趣意の点は、この法案が幸いにして実施になるといふような場合においては、十分注意をして、ことにこの書類の作成の方式等につきまして、簡便に業者の方に書き込んでできるようなものを草案して、あまり御苦労をかけないようにして、こういふ心がけでおるのであります。

の関係をよほどお考へになる必要があるうと思う。その点について税務署等にこれを利用されるというようなことがあるかないか。それについてのお見通しを伺つておきたい。

○中田政府委員 第七條の第一号の金額を記載した書面というのは、これは普通業界におきましては、いわゆる工事経歴書といふものを入札のときに出しまして、それには、どこそこのどういう工事を、何年の何月に、何ぼの請負金額で施工しましたというような、一種の工事上の履歴書を出す一つの慣習になつておるわけでございます。そういうものは、やはりその業界のために信用になるわけでございまして、これをとることはやむを得ぬことであろうと思ひますが、今御指摘のように、これを租税の徵稅の便益あるいはそれに利用されるのはたゞらぬという点につきましては、たしかにそういう御懸念もあるらうかと思ひます。しかしそれだからといってうそを書いてもいいといふわけにも參りませんが、われくの方として、税務署にこれを全面的に利用させるというような考へは全然持つております。

ありますが、この内容が建設省で予定されておるかどうかということと、第二号についても同じことあります。法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者。これは現在多少あると言いますが、その内容を一應明らかにしたいと思います。

○中田政府委員 第一号の方は、実は大学程度の者は経験が三年とか、旧中学校、いわゆる実業学校であります。が、甲種実業学校の者は五年とかいうようなことに書いてあります。ところが御承知の通り各種学校といふようなものがございまして、大体において甲種程度なり、あるいは大学専門学校程度といふものに匹敵するようなものがございましても、びつたり大学令とか、実業学校令に当てはまらぬ場合がござりますので、これらもやはり当てはまるようになります。最も典型的なものは、外國の学校も出たりしたような場合も日本の大学令とか、学校令にびつたり当てはまらぬといふような場合もございますので、書いたわけでございまして、大体において書きましても、日本の甲種実業学校、あるいは大学、専門学校、それにちようどレベルの同じようなものをここに書こうといつもりでございます。それから第二号は、ちよとえらく

さうよくしくなつておりますが、労働基準法で労働安全衛生規則とかいうので、一つの認定があるそうでございまして、それあたりをさしておりまして、それ以外には今予定しておるもの

はございません。従つてあまりこれの適用はないかと存じます。

○瀬戸山委員 第五條の第三号の十年ということについては、十年で切るかどうかということについて、きわめて疑問があると思います。しかしそういふ点はあまり問題にいたしません。建設工事に関し、十年以上実務の経験を有する者となつております。建設工事に各種のいわゆる建設工事の内容が現われておるのであります。そのおののの一つでも、建設工事に関する十年以上の実務の経験があればよろしいかどうかということを、一應お伺いしてみたいと思います。

○中田政府委員 立案の解釈としましては、それべく一つずつ十年以上といふ意味ではございません。建設工事全體についての十年以上の経験という、少し冗長な考え方でございますが、大体においてそういう関連工事を十年やつておれば、親方として仕事の完成に責任が持てるではなかろうかという意味で解釈いたしております。

○瀬戸山委員 具体的に申しますすれば、土工仕事を十年以上やつておるもしくは第十六のガラス工事を十年以上やつておる。それだけでも建設工事の資格があるかどうかということをお伺いします。

○中田政府委員 もちろんその場合においては資格はござります。

○瀬戸山委員 その場合に登録いたしましたが、何條でございました

はございません。従つてあまりこれの適用はないかと存じます。

○瀬戸山委員 第五條の第三号の十年というとおいては、区別は全然ございません。ただ登録番号の標示につきましては、営業所を二つ以上の都道府県に持つておる場合には、登録は建設大臣の登録になりますし、都道府県に一箇所、すなわち一営業所、すなわち單一営業所の場合は、便宜上その府県で登録いたしますので、たとえてみますと番と、いふような標識はあるいは出るかもしれません。それ以外は全然標識はございません。従つて閲覧所で、あるいは公簿面で具体的な内容は調べなければならぬと考えております。

○瀬戸山委員 私がお尋ねいたしたいのは、そういうことになりますれば、いわゆる登録建設業者といふものが、わかりやすいところに標識を掲げておく、また建設現場にも掲げておくといふことになりますが、もちろん登録申請書並びに添付書面には、その経験、技術の内容、さらにまた從來の工事経歴といふものが書いてあるのでありますけれども、なか／＼一般的の國民がそこまで見ると、この法律が希望しているようには実際問題として参らないと思つております。そこで、りっぱな看板と申しますか、登録という公の認定を受けたところの看板を掲げておきますと、先ほどお尋ねいたしましたように、單に一つの事業についての経験を持つておつたということで、いわゆる完全なる建設業者として一般から見られるおそれがある。そこで私は本法が公共の福利を害しないことを承つておきたいと思いまして、ほかのものに手を出さぬかといふことで、それでは専門だからといふことで、これも考えてみたわけでござります。ところが業界としましては、なか／＼そこがむずかしいところでございまして、それでは専門だからといふことで、これがかりとるわけではありません

○中田政府委員 この登録の内容ではわかりますが、登録番号で標示する場合においては、区別は全然ございません。ただ登録番号の標示につきましては、営業所を二つ以上の都道府県に持つておる場合には、登録は建設大臣の登録になりますし、都道府県に一箇所、すなわち一営業所、すなわち單一営業所の場合は、便宜上その府県で登録いたしますので、たとえてみますと番と、いふような標識はあるいは出るかもしれません。それ以外は全然標識はございません。従つて閲覧所で、あるいは公簿面で具体的な内容は調べなければならぬと考えております。

○瀬戸山委員 私がお尋ねいたしたいのは、そういうことになりますれば、いわゆる登録建設業者といふものが、わかりやすいところに標識を掲げておく、また建設現場にも掲げておくといふことになりますが、もちろん登録申請書並びに添付書面には、その経験、技術の内容、さらにまた從來の工事経歴といふものが書いてあるのでありますけれども、なか／＼一般的の國民がそこまで見ると、この法律が希望しているようには実際問題として参らないと思つております。そこで、りっぱな看板と申しますか、登録という公の認定を受けたところの看板を掲げておきますと、先ほどお尋ねいたしましたように、單に一つの事業についての経験を持つておつたということで、いわゆる完全なる建設業者として一般から見られるおそれがある。そこで私は本法が公共の福利を害しないことを承つておきたいと思いまして、ほかのものに手を出さぬかといふことで、それでは専門だからといふことで、これがかりとるわけではありません

○中田政府委員 この登録の内容ではわかりますが、登録番号で標示する場合においては、区別は全然ございません。ただ登録番号の標示につきましては、営業所を二つ以上の都道府県に持つておる場合には、登録は建設大臣の登録になりますし、都道府県に一箇所、すなわち一営業所、すなわち單一営業所の場合は、便宜上その府県で登録いたしますので、たとえてみますと番と、いふような標識はあるいは出るかもしれません。それ以外は全然標識はございません。従つて閲覧所で、あるいは公簿面で具体的な内容は調べなければならぬと考えております。

○瀬戸山委員 確かにごとものでございます。これは、実はいろいろ考えましたのです。すでに十分御承認のことでございまして、今さら私が御説明するまでもないことあります。が、普通業界において、大別いたしまして、総合請負業者、それから職別業者、あるいは古茂田さんは専門業者と申しますが、もちろん登録申請書並びに添付書面には、その経験、技術の内容、さらにまた從來の工事経歴といふものが書いてあるのでありますけれども、なか／＼一般的の國民がそこまで見ると、この法律が希望しているようには実際問題として参らないと思つております。そこで、りっぱな看板と申しますか、登録という公の認定を受けたところの看板を掲げておきますと、先ほどお尋ねいたしましたように、單に一つの事業についての経験を持つておつたということで、いわゆる完全なる建設業者として一般から見られるおそれがある。そこで私は本法が公共の福利を害しないことを承つておきたいと思いまして、ほかのものに手を出さぬかといふことで、それでは専門だからといふことで、これがかりとるわけではありません

点の弊害がないように、誤解のないよう
にいたしたいと、こう考えておるわ
けでございます。

た、二年間をせいぐ一年くらいに一
てもよいのではないかという見解を持
つておるのであります。これについ
ての御意向を明らかにしていただき
たいと思います。

それから、これを一年にしたらどうかという御意見でございますが、これまでのことは、客観的妥当性というところで判断しなければならぬ問題かと存じますので

ならぬということになつておりますので、営業年度が一年といふことになりますが、そのづくられたときにはましようが、その報告を願うと、いうことに考えております。

たしまして、これを世間一般に勧告して、だん／＼その標準約款に準應して、契約を締結させるよう進めて参りたいと考へております。

人 た し

面があると言われます。さようなお考
えあるとしますれば、さような指導
について十分御考慮願えるようには希望
しておきます。

○中田政府委員　十一條の第二号は、ごらんの通り二十九條を発動いたしまして、不正の方法で登録をして一般の業界の信用を失墜したというような提議がある、あるいは建設業審議会の議決を経合

○瀬戸山委員　ただいまのところはわ
で、一應立案者としては、そういう意味で、他の立法例よりは必ず減らして二年といったということをお答えいたします。

○瀬戸山委員 それから第十七條についてであります。工事をさしとめといふ点についてです。この工事をさしとめた場合に、その損害はいかなる性質の損害と見られるものか。言いかえます

れども、私の考え方としては、第十八條のいわゆる対等の立場における契約に関する原則が書いてあるのであります。が、これはもちろんあつて悪いといふからも触れられたのであります。

みます。これは登録の拒否の問題であります。この登録の拒否の各項のうち、第二号ないし第五号の登録拒否の条件について、これより二年間経過しておるのであります。もちろんこの建設法が、業界の進歩発達をはかる、そういう意味において、肅正を行なうべきことであると私は了解するものであります。しかしながら、さようなことがありましたとしても、その後所要の完全なる要件を備えており、さらにまた技術を有しておる建設業の方が、二年間これを完全できないということになりますならば、私は特に技術者が多いたいことを私は了解するものでありますけれども、しかしながら、さようなことは、まさに死活の問題であります。しかもこの法律に違反したために刑罰を受けた後、それが終つてからとくいう時代に棒に振つておるということは、まさしく時代に違つておるといふことです。しかもこの法律に違反したためには、前にやりました行爲は、刑罰によつてあがなわれておる。その後二年間もさらにまた営業を停止する。私はこれは相当人権の尊重を阻害するおそれがないかといふふうに考えておりますので、その点について当局がいかなる考え方を持つておられるか。さらにま

て、重大なる事業上の過失があつて、どうしてもこれは公益上黙過できないとされた場合に、営業の停止をするというような場合でございまして、こういう場合に登録の抹消がされた者を、たちどころにまた登録を申請すれば登録するというのでは、これは一種の、法が要求する制裁を軽んずることにならないか、という御意見も拜聴したのでございますが、しかしながら、これを二年といたしましたのは、他の立法例から見ますと、むしろ短縮したものでござります。保険業法においては五年、それから証券業法におきましては五年、それから会計士は三年というふうな、なかなか長い間、二度と再登録を許さぬということになつておるわけですが、しかしながら私らの目的ところによれば、それは少し長過ぎるというような意味で、まず二年くらいいちようど登録の更新が二年と、うので二年とつくたわけやございませんが、更新期間が二年でござりますから、まず二年くらいひとつがまんとしてもらおうということにいたしたものがございます。

かりました。
○中田政府委員 小さなことでありますけれども、第
十三條の、建設業者は毎營業年度終了
の時における、先ほど御提示になりました
したような報告を出さなければならな
い、こうなつておりますが、法人の場
合ははつきりいたしておるのであります
すけれども、個人建設業者の場合に、
營業年度と、いうことをどういうふうに
考えられてあるのか、ということを明ら
かにしていただきたいと思います。
○中田政府委員 これは御承知の通
り、商事会社でありますれば、營業年
度は六箇月とかござりますので、それ
ぞれの營業年度のしまいには考課表、
財務諸表というものを、商法によつて
公告あるいは報告しなければならぬこ
とになつておりますので、このために
別に特にくると言わんよりは、そうち
いう財務諸表をお出し願うという趣意
でござります。

○瀬戸山委員 私がお尋ねしておるの
は、個人營業の場合にはどう考えてお
るか。別に登録人の申請にもないの
で、どういうふうに処置されるかとい
うことであります。

すれば、公益上必要な場合に工事の
さしとめをするとなつておるのであります
が、これはさつきの契約の條項に大
きなことがありますけれども、契約の條項の不
可抗力に当るのか、それともその他の
場合に当るのか、必ずしも私は明白で
やないと思いますので、かうに官讀
の力によつて工事がさしとめられる。
そこでもちろん損害が生ずるのであり
ますが、その損害について、だれが負
担されるかという点はつきりさして
もらいたいと思います。

わけではありませんけれども、法律の規定としては、そのような規定は何ら意味をなさない。もちろん契約するのに当事者が対等でないといふことは全然ないのであります。さらにおいへども請負契約でありますから、信義と誠實の原則に立つてこれを履行しなければならないということをここに書かれましたことは、官廳がきわめて独善的です。さうしたことの擁護であると思うのであります。今日の官公吏の方々でさようかく我々は一人ないと私は思つております。さらにまたあらためてかよう規定を設けるということは、これはきつとめて法律の技術的になるけれども、かしな規定ではないが、かように考へておられます。これは先ほど川島先生も言われましたけれども、この点をいかに考えておられるかということをお伺いしたいと思います。

さに本格化して、やがて各々の施主なりのい務には夫に至る実施の

います。實際は業界の方があるお詫びになりましたように、民法はそうなりました。そこでおるにもかかわらず、現実の姿は片務契約に堕しておる。どうしてもこれに筋金を入れて、いわゆる新しい解釈による民法の大原則に復元しなければならぬという点を強く御希望になつておるわけでございまして、ただ立法上、技術から申しますれば、確かに御意見もあるうかと存じます。が、しかしながらこの業界において非常に重大視したことについて、さらには法律といふ権威においてこれを表明していくだいだい、なおその表明していくたいたい原則を受継いで、第十九條におきましては、前條の趣意にのつとつてこういう紛争が起らぬよう、また公正な契約ができるよう、契約書の内容を明らかにした方がよろしいという規定を書いておるわけでございまして、十八條、十九條をあわせてどちらをいただき、また模範契約約款といふようなものにつきましても、この趣意で作成して行きたいこう考えておる次第でございます。

うすることもできない、こういう状態になつております。せつかく今日の土建業界におけるかような悪例を拂拭するという意味で、十八條・十九條を設けられたのでありますならば、これをもう少し効果的ならしめる必要があるのではないか。私はこれは先ほど参考人も申されましたので、あまり申し上げませんが、さような修正意見がここに出ておりますが、さような効果を現わす規定が必要ではないかと思います。もつともこれはこの建設業法を出される相当な理由もこの点にあつたと思いますが、それをかような契約をしなければならないとしておいて、したか、しないか、あとはわからないといふような法律ができているといふことについては、私はきわめて不可解に思つておりますので、先ほどの修正意見を援用する意味においても、それにについてのお考えを伺つてみたいと思います。

の程度どう判断するかという点が、一つの考慮を要する点かと思つて、躊躇しているわけあります。

それからもう一つは、その契約が悪かつたならば、審議会が勧告案をつくらる、しかも勧告案をつくつて、なお聞かなければ、罰則にかけるといふところまで持つて行くようにあるの修正案は承つてゐるわけでありまして、こうなりますと、確かにしりはすつかり解決される仕組みになりますが、立法いたしましても、すつかりがつちりしてしまうこととは、いい場合もござりますが、またそれが行われなくてはいけない。その意味では、一種の世論を指導し、そして業界をだん／＼とそちらに持つて行くというような一種の助長政策を漸を追うて行つた方がいいではないかという意見も成立づわけであります。今ただちにあの修正案について同意をする、あるいは同感であるかどうかという点については、もう少し研究をしてみなければならぬが、多少そういう点も御贅察願いたいと存じてゐるわけであります。

○瀬戸山委員 委員長が時間がお忙しいそうでありますから、簡単に申し上げます。この建設省法案の目的は、建設行政並びにその発達ということにありますのでありますから、ある程度その点が盛られておると思います。しかし建設業において不正その他のことが出て來るといういろいろな原因の中に、資金その他においてきわめて困難なる状態があるということが、相当の原因になつておると思います。業界においてもこの点が相当問題になつておる点であることには、政府当局も御存じであると思います。これについて建設業に関し

でかような発達を期すするというのありますならば、積極的に建設業に對して金融機關を設けてやるとか、先ほど保証制度の問題も出ましたけれども、さようなことを積極的に政府がやつてやるということを研究されたか、もしくは將來さようなことをやつてみたいというお氣持があるかどうかを、簡単でよろしゅうござりますから、お伺いいたしたいと思います。

○中田政府委員 業界の今日の隘路が資金問題にあることは、土建業もその一つであります。他の産業においても全体が金詰まりになつておるようであります。ただ土建業について資金問題を考える場合において、われ／＼非常に懸念に思ひますのは、土建産業における土建資本というものが仕事の量に比して非常に微弱であるといふ点が非常に難点でございます。われ／＼はできるならば、土建産業が近代産業として証券取引所に上場されるといふくらいに、きわめて市場性のある段階まで行けば、おのずから増資あるいは社債の発行引受け、または資金の融資といふような面にも、非常に私は信用が増して来るだらうと思ひますが、残念なことに現段階までの土建業界の資本構成を見ますと、非常に微弱でございまして、物價騰貴とは言いながら、数億ことに進駐軍工事をやつたころには十数億一年間に請けておられる業会が、一番高いので千五百万円の資本ということになるわけでございまして、そういうところはおのずから危い橋を渡つて金融の道をつけなければならぬといふことになるわけでございまして、できれば土建資本というものを充実する

ということによつて、会社の内容を豊富にし、従つてそれが金融機関に信用を得しめる、また第二の特色としまして、午前中もお話をあつた通り、土建会社の構成が言わば同族会社あるいは独裁的な個人会社的なものが多いために、経理内容等が不十分であるという、いわゆる非常に素朴的であるというような観点は、金融界における信用といふものに非常に悪影響を及ぼしているわけでありまして、われく、土建業界の発達をこいねがう者としましては、どうしても会社経理の内容を整頓して行かなければならぬ。そうせぬと、たゞ三拜九拜するだけではなかく、今日資金の融資が困難である。そこでわれわれは今お話を通り、これははなはだ微温的ではござりますが、業界というものがなるべく合理的な基礎の経営の上に置き、またその資本も、なるべく增资させて充実させて行く、だんくにそうちして行つて金融の信用をつけて行く、また金融の信用をつければ自然と業界の地位が上つて参りますので、仕事を入念にでき、またコストも下つて来るということにならうと思ひますので、こういう点は逐次やつて行きたいと思つております。

に織込むことができなかつたのは、は
なはだ残念でございます。しかしながら
私は土建業界を一步々々健全なもの
にして、その企業単位が健全になれ
ば、またおのづから信用保証制度によ
る危険分散の形式も考えられるであろ
う。これは今後大きな課題として、ぜひ
研究に研究を重ねて実現して行きた
い。こう考えているようなわけでござ
います。

○瀬戸山委員 質疑は終りました。

○淺利委員長 それでは本日はこの程
度に止めまして、残余の質疑は次会に
譲ることにいたします。本日はこれに
て散会いたしますが、この際一言申
し上げておきたいと思います。会期も
切迫いたしておりますし、ことに委
員室及び速記の繰り合せは非常に困難
であります。何とぞ委員各位におかれ
ては、定刻に必ず御出席くださるよう
にお願いいたします。これをもつて散
会いたします。

午後四時四十六分散会

昭和二十四年五月二十七日印刷

昭和二十四年五月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局